# 野黑片黑片

第 24 号

### 一個人研究

冷戦史 真田昌幸

持続可能な国家について

医療制度のこれから 日露戦争序盤の海戦について

高 2 高 1 高 1 高 1

K

M K

43 37 32

55

致しました。ご了承ください。

Y

編集後記

防諜法 遺跡保存の歴史と現状について

中 1 中 1 Y

中 3 Η Μ S Τ W

Н

S

23

A

7

3

自で研究した内容をまとめた雑誌です。平成9年に創刊され、今号

本誌「蹋點(とうてん)」は、部員が個々人でテーマを決めて、

で 24 号を迎えました。これはひとえに顧問の先生方やOB,読者の

14

す。 皆様のご指導とご協力の賜物です。この場を借りてお礼申し上げま 2 2

本誌をご覧になって頂き、

誠にありがとうございます。

序

執筆者の名前をフルネームで掲載しておりますが、 誌がオンライン上でも公開されることとなりました。 保護の観点から熟慮の末、 さて、今年度は新型コロナウイルス(covid-19)の影響により、 今年度はイニシャルのみ掲載することと 部員の個人情報 例年は研究の 本

や偏向、

論理の飛躍等があるかと思いますが、ご理解とご容赦を頂

本誌は所詮中高生の執筆したものにすぎませんので、

誤解

また、

ければ幸いです。

令和2年度1月 社会科研究部部長 高 2 K. M

- 2

## 真田昌幸

## I. はじめに

そんな真田昌幸の一生を考えながら見ていきたいと思う。真田幸村ほど有名ではないが、戦国時代きっての知将・謀将なのだ。敢に挑む英雄的武将として知られる存在だ。一方で父、真田昌幸は改に挑む英雄的武将として知られる存在だ。一方で父、真田昌幸はという人物をご存じだろうか。真田昌幸は、あ皆さんは真田昌幸という人物をご存じだろうか。真田昌幸は、あ

# Ⅱ.真田昌幸生前の真田家について

対処していくのだろうか。勝・徳川家康・織田信長などの敵がいるため、どのようにして昌幸は勝・徳川家康・織田信長などの敵がいるため、どのようにして昌幸はしてあわせて上野吾妻領支配を管轄した国衆で、戦国大名武田氏にまれた。そのころの真田家は、信濃小県郡のうちの真田領を領国と真田昌幸は、戦国真田家初代となる父・真田幸綱の三男として生

# Ⅲ.真田昌幸の知謀と武勇

## 1. 武田家と真田昌幸

頃には山手殿を妻に迎えている。初陣は『甲陽軍鑑』によれば第四次田晴信(のちの武田信玄)の奥近習衆に加わった。また、1564年1553年、甲斐武田家への人質として7歳で甲斐の国へ下り武

島に出陣したかどうかの傍証はない。)と言われている。(ただし、『甲陽軍鑑』以外の史料がなく昌幸が川中川中島の戦いと言われ、足軽大将として武田家奉公人にも加わった

れている。また信玄は昌幸の才能を見抜いていたとされる。照親子との戦いでは、北条軍との戦いで一番槍の高名を挙げたとさずる地位にあったとみられている。1569年の北条氏康・氏政・氏ずる地位にあったとみられてい

地を安堵され織田政権に組み込まれ織田氏の重臣・ 憂いが無くなったため昌幸は勝頼の命令で北条家の領地に侵入した となった。 には織田信長・徳川家康連合軍による甲州征伐が開始され、本格的 が、途中で援軍に北条氏邦が来たため撤退した。 続した。1578年3月に上杉家と武田家が甲越同盟を結び、 また1年後には父・幸隆が死去し、二年後の長篠の戦いでは長男の た勝頼は天目山で自害した。 な武田領国への侵攻が開始された。 信綱と次男の昌輝が討死したため、 1573年信玄が病死すると、家督を継いだ武田勝頼に仕 武田氏滅亡後、 家臣に裏切られて追い詰 昌幸は真田氏に復して家督を相 昌幸は織田 しかし1582年 滝川一益の家臣 信長から領 められ ·えた。 上の

## 2. 天正壬午の乱

勝・北条氏直らが熾烈な争奪戦を繰り広げた(天生壬午の乱)。昌幸走した。そうして無主となった旧武田領を巡り、徳川家康・上杉景長から旧武田領の統治を任されていた織田家臣は相次いで美濃へ逃長がらい世襲の旧武田領はこの事変で騒然たる状態となり、信織田氏に従属してから3か月後には本能寺の変で信長が死去して

対していた越後の上杉景勝に臣従する 明瞭だったことに反発し、 件を出 康はその 北条氏を裏切る。 ため昌幸はまず上杉景勝に臣従したが、 は、 6 月 もこの機会を逃さず旧武田家臣を取り込んでその代表者となっ った。沼田城に戻った昌幸は9月25日、 越後の上杉景勝も北信濃に進軍し、 したが、 日 時の 北条氏直が上 和 昌幸は自力で獲得した沼 睦 一の条件として上野国の沼田領を譲 しかし徳川家康は北条氏直と和睦してしまう。 次男の信繁を人質にして、 一野に侵攻し、 滝川一益を破った。 6 月 7月9日には北条氏直 田 突如、 割 24 譲について代替地が不 徳川家康方となり、 日に長沼城 徳川 渡するという条 ・北条と敵 に入 同 時 に下 つた た。 期

家

に

#### 3 豊臣政権

洛して大阪で秀吉と謁見し名実ともに豊臣家臣となった. 与力大名となる。 7月には家康が昌幸征伐のために甲府に出陣するが秀吉の調停を受 なった。 旧臣 めている 兵力で徳川軍に1300人もの死傷者を出させるという大勝 けて真田 る豊臣秀吉の人質として大阪に出仕し、 と北条氏直は約7千の兵力で侵攻したが、 天正 .から信濃の独立勢力として豊臣系大名の間で認知されるように 13 1585年冬、次男の信繁が上杉景勝の人質から、 攻めを中 (第一次上田合戦)。 年 (1 5 8 5) 止 1587年にはまず駿府で家康と会見した後 する。 閨 その代 8 この上田合戦を契機に真田氏は武 月、 わりに秀吉の命令で昌幸は家康 真田 昌幸は豊臣家に臣 .領の制圧を狙った徳川 昌幸はわずか20 盟主であ 従した。 がをお 0 家康 田 0 上 0 0 さ 0

は利根川 1 5 8 9 以東が割譲され昌幸は代替地として伊那郡箕輪領を得る。 年には 秀吉による沼田 領 簡 題の 裁判が行 わ 'n 北 紀条氏に

> 吉から旧領を安堵され、 城 下の大名として昌幸の上 された領地のうち、 の が ح  $\mathbb{H}$ 信繁が昌幸の後継者としての地位を固めつつあった。 周辺には豊臣系大名が配置されて家康の牽制を担った。 起こってしまう。 《を攻める名胡桃城奪取事件が起き、 の頃昌幸は在京していたが 北条家が降伏すると、 沼田領は嫡子の信之に与えられ、 同じく家康牽制の一 田領から独立した。 11 月には北条家家臣が昌幸の この事件が原因 家康は関東へ移され、 端を担 また159 った。 一で小 信之は家康配 4 田 昌幸は秀 なお安堵 年 名 [原征伐 関 胡 東

#### 4 関ヶ原の戦い

送り多数派工作を始める。 焼いて9月9日には小諸に撤退した。 秀忠が率いる約3万8千の部隊が江戸を発して中 康の家臣である本田忠勝の娘であることを理由に東軍に与すること 就を決めるため会議を開き、 こして関東へ行った時も昌幸はこれに従っていたが、 して奇策を用 つ 6 に つ に五奉行の石田三成が挙兵し、諸大名に家康弾劾の 大老筆頭の家康が台頭し、 っていたようであり、 た 日には上田城攻略 なり、真田家存続のために父子訣別した。 た関係から次男・信繁とともに西軍に、 1 5 9 (第二次上田合戦)。 8年秀吉が死去する。 € √ て秀忠軍をさんざんに翻弄し、 を開始し、昌幸は2千の兵力で籠城して迎え撃 家康が出仕を拒否する上杉景勝に討伐軍 昌幸は徹底した籠城策を取 書状を受け取った昌幸は信之・ 影響力を強めた。 昌幸は宇多氏を通じて光成と姻 秀吉 の この際の 死後 信之は正室の の ついに家康の三男・徳川 豊臣 昌幸は表向き家 徳川 秀忠は城 Ш 政 13 軍の惨敗 |道を下り、 権 b, ヵ条の書状を 家康の留守中 に 時には 攻 小松姫が家 お め 11 繁と去 康に従 ぶりは 戚にあ に て 手を 出陣 -を起 は 9 Á 五.

ているが、もはや西軍の敗北は明らかなため同月中には徳川からのぐには降伏せず東軍の葛尾城に対して夜討ちと朝駆けの攻撃を加え略をあきらめる。その後、昌幸は関ヶ原での敗戦の報が届いてもすし」とまで伝えられている。そこへ秀忠軍は上洛を命じられ、上田攻徳川方の史料であるにもかかわらず「わが軍大いに敗れ、死傷算な

#### 5. 最期

降伏・開城要請に応じた

くした。 石の、 田の真田領が与えられ、 嘆願で助命され、 固めるが、 田領没収と死罪の命令が下され、 関 で原 わせて9万5千石を領する大名となり、 の戦後処理において、 東軍に属した長男の信之とその舅である本田忠勝の助 高野山への蟄居が決められた。 沼田2万7千石、上田3万8千石、 徳川 昌幸は討死覚悟で籠城する決意を 家康より昌幸・ 真田家の存続に尽 一方信之は信濃上 信繁親子には上 加増3万 命

生活は昌幸の気力を萎えさせ1611年、九度山で病死した。は好待遇を受けていたことがわかる。しかし、10年余り続いた流人と信繁で別々の家が建てられるなどのことがあり、普通の流人より目幸は途中で場所が九度山に変わった。なお流人ではあるが昌幸

# Ⅳ.真田昌幸の考察

康と北条氏直の軍、約7千人の兵力を昌幸は約2千の兵力で迎え撃合戦であろう。第一次上田合戦では、真田領の制圧を狙った徳川家昌幸が戦った戦いで有名なのはやはり第一次上田合戦と第二次上田真田昌幸は本当に智謀と武勇があるのかを考えてみようと思う。

千の兵力で破っている。 ち、 勢の敵軍に何度も勝利した楠木正成を手本にしていたからだ。また、 抱える敵を破ることにあった。 たかは昌幸の智謀にある。 第二次上田合戦では徳川秀忠率いる約3万8千人の部隊を昌幸は2 家臣や領民を糾合して大敵に当たれるような統率 昌幸は武勇もある。 相手に1300人ほどの死傷者を出させて大勝している。 1570年の北条軍との戦いでは一番槍の高 しかしなぜ少数の兵隊で大勢の兵隊を倒 昌幸の策略は常に少数の部隊で大兵力を 昌幸は策略に おいて、 力も持ってい 常に寡兵で多 また、

並び武田二十四将に数えられるほどなのだ。名を上げたとされている。また、昌幸は父の幸隆、兄の信綱、昌輝と

した石田三成は真田家と縁を結んでいる。さを合わせて評価したものであり実際にも昌幸を「比興の者」と評させていった手腕と場合によっては大勢力との衝突も辞さない手強力に過ぎない昌幸が、周囲の大勢力間を渡り歩きながら勢力を拡大した石田三成は真田家と縁を結んでいる。

ていたことがわかる。
このように昌幸は、家康から恐れられるほどの武勇と知力を持

つ

## 終わりに

することで、歴史のダイナミズムを感じられると私は思う。皆さん 馳せる際には、そのことを充分に認識する必要があり、 実際は、そのようなものではない。歴史の中の人物の行動に想いを 択であったに違いない。後世の人々は結果を知っているがゆえに、 る領国の確保をしたのは、本質的には偶然の産物といわざるをえな 抜けていったのであり、上田領・沼田領合わせて8万4千石にのぼ 治状況の変化、さらには相手方の敵失などにより、かろうじて切り けは感じてほしい。昌幸は幾度の困難を、合戦での勝利や、周囲の政 もこの文章を読んでそう感じて頂けると私もうれしい。 しばしばその結果から遡及して物事をとらえがちになるが、 にとっては、まさに手探りの状況の中で、その時その時の行動の選 った。でなければ幾度の困難が訪れるはずがないからである。 であった。昌幸は、先を見通しながら行動したわけでは、決してなか い。しかし、それらは様々な状況が作用しあった結果としてのもの 皆さんも昌幸のすごさを感じてもらえただろうか。しかしこれだ むしろそう 歴史の

# Ⅵ. 参考文献・出典

黒田基樹「真田昌幸」小学館出版 2015年

資料

『甲陽軍鑑

中 1 Y. W

### 冷戦史

も進まないため次に行くこととする。交えない対立」であるとされている。ここについてとやかく言って「1947年頃からマルタ会談まで続いた超大国米ソの直接は剣をまず、冷戦とは何かについて説明しようと思う。冷戦とは一般的に、

ピールした。

らず、 も戦 要求(ポーランドにて選挙を行わない等)を立て続けに行 領土を奪い、 まず第二次世界大戦は両陣営ともとんでもない損害を出してまで戦 っている戦争 次になぜ起きたか?ということである。 後の平和のためとして要求を受け入れたものの快くは思って 軋轢は終戦時には埋められないまでになっていた。 自 国 説にはソ連2000万人)であるからできるだけ の利益にしたいと考えたソ連は、 それは様々な原因が 連合国に 連合国 に無茶な あ る。 お

らだ。本当の理由はやはり戦中の埋められない軋轢だと考えられる。なぜならソ連の核開発は1949年でありすでに冷戦真っ只中だかって冷戦がはじまったと言われているが、実はそれは間違いである。る作戦といわれるソ連打倒作戦も計画されている)。よく核兵器によ戦後になり緊張は高まっていた(実際英軍によって、想像を絶す

## Ⅰ 米ソ冷戦

起こった変化などを見ていくことにする。 この後は米ソ冷戦、米中冷戦に分けながらその時代に成長した国

っていたことを言う)。ジュネーブ四巨頭会談などで緊張緩和をアアイゼンハワー大統領とフルシチョフの時代に米ソ関係が良好になまず、雪解けと呼ばれる時代との関係性を見ていく(雪解けとは

スロヴァキアと英仏、フランスとアルジェリアをめぐっての誤解でただし何も平和であったわけではなく詳しい説明は省くがチェコ

て代理戦争が行われている(米ソ

は対決せず)。

生まれたエジプトとの対立によっ

現れ始めたためにそれ 断つという第三 している。 たことや、 この時代には多くの 冷戦という意識 世 昇 。 の から関 玉 玉 々 が b が 独 係 強 寸 誕

は北 で批判、 ある。 込まれた。 尊敬する毛沢東率 立 反感を買い、 ル シチョ テンと呼ば 一が誕生した。 そしてその裏で、 へと動きソ これが発生した理由 フが スターリンの共産主義 これ以降バ れた東西 スター それ 連 いる中 側 は リンを名指 が中ソ対 ある大国 窮 陣営 地 国 の ブ か に に 追 境 は 立 Ì ら 0) カ

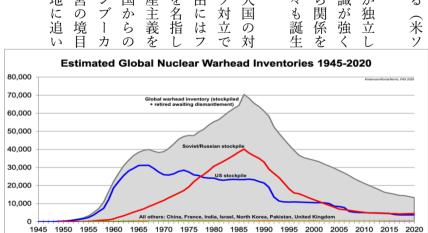


図 1

友好ムードを築いたこの時代ではあったが、軍事面での対立は深友好ムードを楽いたこの時代ではあったが、軍事面での対立は深友好ムードを築いたこの時代とんでもない数まで増えること考えていたために核兵器はこの時代とんでもない数まで増えることとなった(前ページ図1)。ただ表向きは友好ムードであったために各国の経済は大きく伸びた(左は核保有量の変化で1960年代に大きく伸びた)。世界的な対立改善が進む1960年アメリカの U2 が撃墜され友好ムードの終焉、新たなる対立という暗雲が立めに大きく伸びた)。世界的な対立改善が進む1960年アメリカの U2 が撃墜され友好ムードの終焉、新たなる対立という暗雲が立めに大きく伸びた)。世界的な対立改善が進むしたものの、本格的な軍縮など行い刻化した。

まずこれから触れることの予備知識を記す。のいに冷戦の象徴的時代ケネディ時代に触れることとなる。

・1959年バティスタの独裁政権を打ち倒すべくカストロらが蜂人口が流出、東ドイツの社会問題にまで発展していた。・東ドイツから西ベルリンへの人口流出は止まらず200万以上の

せざるを得なくなっていた。ざっていたことからアメリカから冷遇を受け必然的にソ連へと接近ざっていたことからアメリカから冷遇を受け必然的にソ連へと接近起しキューバ革命を引き起こした。ここには多数の共産主義者が混

この予備知識を得たらいよいよ本題♪

やめるわけには行かず、作戦は規模縮小されたのみで実行されたたのよりの権を転覆させるという作戦であった。この大作戦を今更た。その時、CIA は前大統領時代から練られた作戦を打ち明けた。1961年政権がアイゼンハワーからケネディへと移り変わっ

させたのみに終わった。の要因により亡命軍は捕虜となりアメリカとキューバの関係を破綻が、呼応して蜂起するはずのキューバ人は誰もいなかった。それら

から設置を決定し輸送船で物資を運びミサイル基地を建設、しかしそこでソ連はキューバに核ミサイルを設置すれば便利であること



図 2

たがアメリカでは戦争一歩手前を表すデフコン2が発令され如何にれたことで、来襲したソ連輸送船団は撤退し、事件はすぐに終息しアメリカではエクスコムの会議の結果海上封鎖という穏便策がとらそれをアメリカが発見したことで米ソに緊張が走った(図2)。

深刻な事態だったかがわかる。

る 2 つの事件は「戦いたくない」という両陣営の思いによってなの人が引き裂かれた。しかしその壁は全て東ドイツの領域であったの人が引き裂かれた。しかしその壁は全て東ドイツの領域であったために違反はしておらずここで全面戦争など引き起こしたくないとために違反はしておらずここで全面戦争など引き起こしたくないとために違反はしておらずここで全面戦争など引き起こしたくないとんとか危機を回避することに成功した。

転という言葉でまとめておく。と字数を食うのでさらっと最初はソ連が優勢、その後アメリカが逆と字数を食うのでさらっと最初はソ連が優勢、その後アメリカが逆1960年代後半には宇宙開発競争もあったがそれを書いている

メリカを大きく苦し ラ戦を展開 アメリカが南部を傀儡政権とした。 しょうとなったが、 トナムが独立、 ナム戦争である。 1 9 6 0年代にアメリカを揺るがす大事件が起こる。 狭いラオスとの しかし南部はまだフランス領であり選挙で統一しま まず経緯だが、 しめた。 このままでは共産主義政権が誕生すると考えた 国境地帯をくぐり抜けた兵士たちはア 簡単に言うと旧フランス植民地 それに怒った北ベトナムはゲリ それが べト べ

1963年ケネディ暗殺後、リンドン・ジョンソンが大統領とな

争へ片足を突っ込み始めていた。 攻撃されたトンキン湾事件を皮切りに北ベトナムを空爆、 沼の戦争をつづける訳にも行かなくなってしまった。 たことで全国的に反戦運動が勃発、 ナム軍の素行の悪さ、 力だったが、 った後、ニクソンが大統領となると方針は移り変わり、 カ軍は難なく撃退したもののこの様子はテレビで放送され、 1968年に北ベトナム軍の一斉攻勢が開始、 政府の腐敗、 最初は順調 苦しい戦況などが明らかになっ アメリカは撤退するわけにも泥 に勝利を重ねたアメリ 米駆 地 南ベト 獄の戦 逐 アメリ 艦 が

各国に大きな影響を与えた(図3)。 り米軍は撤退した。 国には電撃訪問で関係を改善し1973年ついにパリ講和条約によ 訳作り」であった。その為に北ベトナムを支援する中国 済は坂を転げ落ち、 和国の意)、ソ連との緊張緩和交渉を開始、 ことであった。と言えば聞こえはい ここでアメリカは妙策を思いつく。 歯止めをかける為に米ドルと金の交換を停止し、 ベトナム戦争の多額の出費によってアメリカ経 いが簡単に言えば 「名誉ある撤退をする」 ソ連とは軍縮条約を、 一逃げた言 (中華人民共 という

それだけで一つ話が書けるほどになる為概要だけいうと、 デタント政策は突然の行き詰まりを見せた。 ンダル、 クソン大統領のもと強いリーダーシップに支えられながら行われた つ たが本筋とずれる為各自でお願い 1970年代にはデタント ウ オ 1 -ター -ゲート 事件が起こったのだ。 (緊張緩和の意) したい。 政治史最大級のスキ 政策が進められ ح の事件の経 盗聴事件 =

方でチェコスロヴァキアではこの時代欧州の統

運動などがあ

したという事件である。 の捜査をニクソン政権が妨害したことで政治上の法律を犯し、 辞任

を発揮するほどの権限は大統領に与えられなくなり国民からのデタ これほどのスキャンダルが起こったことから強 いリーダー シップ



ントへの期待も失う大惨事となってしまった。

派遣したことで緊張緩和の意識はなくなり新たなる対立へ進み、 り1979年、 なんとか平和共存への道を探ったものの交渉はどんどん苦しくな ソ連が弱体なアフガニスタン政権の救援の為に軍を

デタント崩壊後、 新冷戦と呼ばれる時代に進んだ。

この間 連にも対抗させることで疲弊を誘引する狙いであった。核兵器削。 交渉も行われはしたもの よってアメリカは慢性的な財政、 リカの停滞した経済を立て直す為レー か果たさなかった。 意図しない形ではあったものの景気回復に成功、 981年ロナル だも図3からもわかるようにアメリカは大軍拡を開始し、 ٠ のいずれも政治上の レーガンがアメリカ大統領に就任し、 貿易赤字体質となることとなった。 ガノミクスという政策を行 カードとしての役割 しかしこの政策に アメ 減

に登場することで事態は一変する。 もはや核戦争は避けられないとも考えられた。 これらの要因から1983年米ソ関係は絶望的なまでに冷え込み しかしある男がソ 連

と会談を行った。 ソ関係改善に取り の後任として共産党書記長に就任し早速改革を開始、 その男こそゴルバチョフであった。 掛 かかるべく同 年 11 彼は1985年チェ 月ジュ ネー ブにてレー 冷え切 ル ルネンコ った米 ガン

民主化を進めていくこととした。 フは情報を開示しグラスノスチと呼ばれる情報開 その後ペレストロ 8 6 年には、 チェ イ カと呼ばれる国内改革を打ち出し経済などの ル ノブイリ 原 発にて事故が発生、 ゴ ル バ チ

示政策も進め

おいて大きな変革期となった。ら手を引いたり、新ベオグラード宣言を発表したりするなど外交にき、1988年にはソ連の悩みの種であったアフガニスタン侵攻か

て「ヤルタからマルタへ」と呼ばれた冷戦は終結した。などの理由からマルタ島にて冷戦終結が宣言された(図4)。こうしついには1989年軍拡競争に耐えれなかったこと、東西間の交流東西緊張緩和は続き1987年には中距離核戦力全廃条約を締結、



図 4

## Ⅱ.米中冷戦

界の覇権の奪い合いといってもいい。たアメリカに対する、急成長する中国の挑戦ということであり、世まず、起こった理由は冷戦とは似ており、百年間覇権を握ってきる戦のことを確認したところで米中冷戦について触れていく。

「債務の罠」である。 「債務の罠」である。 にあった。しかもこの構想は大きな問題を秘めていた、それが通称とは自らの勢力圏を広げてアメリカに立ち向かおう、ともとれるわとは自らの勢力圏を広げてアメリカに立ち向かおう、ともとれるわとは自らの対立が激化したのは2013年、一帯一路構想を発表した頃

飾りを作られてしまった(次ページ図5)。 を返せなくなってしまったのだ。これにより中国は港などの施設を 実質的に支配できるようになった。その「債務の罠」でパキスタ 実質的に支配できるようになった。その「債務の罠」でパキスタ とびできた(真珠の首飾り)、しかし がりを作られてしまったのだ。これにより中国は港などの施設を のまり中国からお金を借りてインフラを作ったが利益が出ずお金

そもそもの原因は対中の慢性的な貿易赤字やハイテク分野でアメここでは米中の貿易戦争について触れていく。

リカに追いついてきていたことであった。

この後、

ソ連崩壊後の世界では紛争が頻発することとなる…。



図 5 中国の首飾りと米国の首飾り

亡犯条例の改正によって香港から中国に容疑者を引き渡さなければ 言わざるを得ない。 という不安が根幹にあった。この問題を起こしたことは足元に火を ならなくなることにある。それは一国二制度の崩壊であり、 つける行為に他ならずこの点においては、中国は完全に失敗したと 国二制度の終わる2049年より前に併合を受けるのでは無い 次に、香港問題についての一考。今の香港問題の原因は中国 また、余談だがこの騒動で世界金融の中心が移るのではという声 中国に

# もあったが結局日本に移ることはなかった。

### 皿、まとめ

あったが、新冷戦は思想による違いはあまりなく異なった形の資本 これらのまとめだが、どちらの冷戦も世界の覇権を決める戦い

メリカに大幅譲歩して第一次合意が確認され終わりはしなかったも 月に一時休戦となったもののすぐに再開され限界を感じた中国はア ことからアメリカに大打撃は与えられぬまま時は進み2019年5 と悪化していったが中国はアメリカからはあまり輸入をしていない で始まった。米中ともに報復を繰り返したことによって状況は刻々

2018年3月、トランプ大統領が鉄鋼製品に関税をかけたこと

ののひとまず落ち着いた。しかしこの問題は発展すればとんでも無

ありもしそうなれば世界は米中の狭間で大きく揺れるだろう。

ことで第二フェーズともいうべき本気の殴り合いが始まる可能性が

いこととなる可能性を秘めている。貿易戦争という部分が終了した

選でどうなるのか今後も注視が必要であることは疑いようが無い。 た。このように今の世界情勢は中国の劣勢だが、※この後の大統領 は火がついており、経済も上昇はしているものの頭打ちが見え始め ったためにインド、ロシア、日本、アメリカに囲まれ自分の足元で 今の中国の状況は決して良いとは言えず無駄に敵を増やしたしま

※執筆時はアメリカ大統領選前

### IV<sub>.</sub> 参考文献

http://electronic-journal.seesaa.net/article/446703548.html

(図5の出典もこのサイト)

- https://www3.nhk.or.jp/news/special/news\_seminar/jiji/jiji52/
- https://www.af.mil/News/Photos/igphoto/2000593725,

(図2の出典もこのサイト)

- https://www3.nhk.or.jp/news/special/news\_seminar/jiji/jiji22/
- 67302.html http://www.peoplechina.com.cn/zzjj/201905/t20190508\_8001
- https://www.worldtimes.co.jp/world/usa/100675.htm

(図4の出典もこのサイト)

- https://fas.org/issues/nuclear-weapons/status-world-nuclearforces/(図1の出典もこのサイト)
- https://graphic-data.com/page/society/003/

(図3の出典もこのサイト)

中1

M. S.

- 13 -

### 防諜法

### I、初めに

こで防諜法について考えてみようと思う。れてきたため、早急にスパイ防止法の制定を、という意見もある。そをひそめてきた。しかし、その一方で様々な諜報活動が野放しにさ防諜、いわゆるスパイ防止という話題になると多くの日本人が眉

所についても考える。 また、2014年には特定秘密保護法が成立した。その長所と短

## Ⅱ.過去の事件

日本に対して大きな影響を与えた事件をいくつか示そうと思う。われてきており、そのすべてを挙げることはできないが、その中で紹介したい。ソ連(ロシア)、中国、北朝鮮を中心に数々の活動が行まず、スパイ天国と揶揄される日本における過去のスパイ活動を

## ① ゾルゲ事件

東、アメリカ領などの南方へ向かうかをゾルゲ諜報団の一味であるのドイツが求める対ソ参戦に向かうのか、イギリス領やオランダ領パイであったリヒャルト・ゾルゲは独ソ戦の最中、日本軍が同盟国違反により特別高等警察に逮捕・起訴された事件である。ソ連のスを行ったとして、ソ連スパイのゾルゲらが国防保安法や治安維持法がルルゲ事件は1942年から1943年に、日本国内で諜報活動

者であるゾルゲと尾崎秀実は死刑となった。 の戦争に勝利した。ソ連にとっては起死回生の情報であった。首謀スクワ攻防戦に投入した。この結果、ソ連は1945年にドイツとは対日本戦のために配備していた満州の精鋭部隊を百万人単位でモ日本軍南方進出の情報を直ちにソ連本国に打電した。こうしてソ連尾崎秀実を介して探った。そして1941年の御前会議で決定した

## ② ラストボロフ事件

下らず、証拠不十分で無罪になる者もいた。 ラストボロフ事件は1954年にソ連の諜報・警察機関である内 ラストボロフは、シベリア抑留されていた日本人をソ 事件である。ラストボロフは、シベリア抑留されていた日本人をソ 事件である。名前が挙がった日本人の中には自民党の大物議員もい た。この事件では、国家公務員法違反で懲役一年に満たない罰しか た。この事件では、国家公務員法違反で懲役一年に満たない罰しか た。この事件では、国家公務員法違反で懲役一年に満たない罰しか た。ごの事件では、国家公務員法違反で懲役一年に満たない罰しか た。この事件では、国家公務員法違反で懲役一年に満たない罰しか た。この事件では、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務員法 に、国家公務 に、国家公務員法 に、国家公務 に、国家公務員法 に、国家公務 に、国家公務 に、国家公務員法 に、国家公務 に、国家公務員法 に、国家公務 に、国家公 に、国 に、国家公 に、国家公 に、国家公 に、国家公 に、国家公 に、国家公 に、国 に、国家公 に、国家公 に、国家公 に、国家公 に、国 に

## ③ レフチェンコ事件

フ・レフチェンコが米国議会でソ連の工作活動について証言し、多年、当時アメリカに亡命中であった元ソ連KGB少佐のスタニスラレフチェンコ事件はラストボロフ事件と似ているが、1982

に 3 0 0 さらには、 常な技術を習得していても、 法律が無いため、 挙げられた人々は全員否定した。 利用した、 カ 明らかにして騒ぎになった事件である。 数の日本人エージェントを運営して、 れも検挙には至らなかった。 った。彼が米国議会に提出したメモには日本における活動のため そのリストが日本の公安・外事警察にも回ってきたが、 中国に親ソ連派を増やし、 万円を渡していたことなど内政干渉も明らかになったがこ 当時 日本人エージェントの実名やコードネームが記されてい の社会党に対 明らかに活動を行っていたと分かっていても、 結局は立件することができなかった。 し巨額の資金提供や社会党の大物議員 親ソ連の世論を作り上げることであ 日本にはスパイ活動を取り締まる 政治工作を行っていた実態を 彼の目的は、 日本、 実名を アメリ 異

## ④ 東芝ココム違反事件

積んだ潜水艦二隻がアメリカ近海で拿捕された。 する委員会である。 統制委員会) 反してソ連に大型工作機械を輸出し、 いに驚き、 の潜水艦 かつ最悪の諜報活動事件であっただろう。 ー音が騒がしかったため、 東芝ココム違反事件は忘れられているかもしれないが、 スクリュー音で捉えられることなく、 を種類と所在まで判別することができていた。 急遽調 というのは共産主義国への軍事技術などの輸出を規制 査したところ、 元々、 アメリカ側はその音を捉え、 ソ連の潜水艦は潜航するときにスクリュ 日 本の それによってソ連潜水艦のス 東芝機械がCOCOM規制 COCOM(対共産圏輸出 大型弾道ミサイ アメリカ海軍は大 し ソ連の全て 戦後最大 か Ļ ル を あ

> り、 り、 出世し、 親会社の東芝には機会をソ連に売り込むほどのパイプはなかったに 役が特別顧問に退いたが、 警視総監に厳命し、 時 問題にも発展したが、 かったのかもしれ 通産省の官僚たちがソ連との会食に何度も出席していたこともあ た。その他には、 で立件し、 クリュー音が格段に静かになっていたことが分かった。 が誰でも知っていると断言するほどであるにも関わらず、 た。この商社の顧問は、 も関わらず、 の社長・会長が辞職 は共に執行猶予付きの懲役一年以下という極めて軽い判決となっ よりアメリカがソ連の潜水艦を探査できる範囲 「誓約引揚者」と言われるソ連のスパイであった。 警察庁長官は捜査が困難であると渋ったが、 国家として安全保障を揺るがす事態に関わ 損害は300億円に上ったと言われる。 中曽根内閣の顧問となっていることには驚きを隠せない。 結果有罪となった。 この事件が起きたのはある商社が大きく関わって 道義的責任を取って東芝機械の親会社である東芝 な 警視庁は時効ぎりぎりの二件を外為法違反など Ĺ 刑事責任を追及するには至らなかった。 戦後シベリアから引き揚げてきた者の内、 ソ連に機械を売り込んだ伊藤忠商事の 刑事責任は追及されなかった。 しかし、 この時も有罪となった2名 この事件は日米の政治 が つ 後藤田官房長官が たことにしたくな 5 0 当時の警視総監 1 この事件に ここまで さら セント 相談

ではあるが、 に このように、 20 スパイ活動の大きな拠点になっていた。 ( 70 年 むしろ、 前 日本はスパ の間 に起こったことであり、 中国や北朝鮮、 イ 活動 の対象にされてきただけでは ロシアなどの活動も活発にな 前に挙げた事例は ソ 種が崩壊した 確か な

らず、日本にはこれらのスパイを取り締まる武器となる法律を持っ ていたことが明らかになったこともある。この様な状況にもかかわ っており、 最近でも北朝鮮工作員が日本国内において諜報工作をし

## 今までの法律

ていない。

存在するものは、 定秘密保護法を除いて、日本でスパイ活動を取り締まる法律として 平成 26 年に制定された特定秘密の保護に関する法律すなわち特 次の通りである。

### 国家公務員法

第百条 ない。その職を退いた後といえども同様とする。 職員は、 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなら

第百九条 又は五十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役

第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項 の規定に違反して秘密を漏らした者

### 地方公務員法

第三十四条 い。その職を退いた後も、 職員は、 職務上知り得た秘密を漏らしてはならな また、 同様とする。

「第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、 又は五十万円以下の罰金に処する 一年以下の懲役

第三十四条第一 らした者 項又は第二項の規定に違反して秘密を漏

#### 自衛隊法

ならない。その職を離れた後も、 「第五十九条 隊員は、 職務上知ることのできた秘密を漏らしては 同様とする。

「第百十八条 役又は五十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲

第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏ら

### 外務公務員法

した者

「第二十七条 規定に違反する行為を企て、命じ、 かし、又はそのほう助をした者は、 又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の 第四条において準用する国家公務員法第百条第一項 故意にこれを容認し、そその 一年以下の懲役又は三万円以

## 下の罰金に処する。」

る。 自国 軽い罰にしか処されないため、工作員たちは刑期を終えると悠々と 目したい法律は「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法\_ う意味不明な事態となっている。また、懲役一年以下という極めて た有名なたとえがある。「強盗罪がないから車で逃げる強盗がスピ ード違反をしなければ逮捕されないようにスパイも捕まらないとい スパイ活動に付随する犯罪を処罰する法律である。 ード違反したのを道路交通法違反で捕まえるようなものだ。」スピ その他にも地方税法、 へ帰って行くという状態が続いた。さらに、ここでもう一つ注 国税通則法、などがあるが、これらは全て この状態を表し 一であ

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

「第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者 - わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当

らした者 -- わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏

り知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らした者■ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務によ

これは独立した主権国家としてあるまじき状態である。 メリカの情報の方がより重要であると示していることに相違ない。 メリカ基地などの情報を漏洩した場合、 漏洩しても懲役一年以下にしか処されないのに対し、 いうことである。 た機密情報である。 1 年以下ということである。 それがアメリカのものであれば .. の 「特定防衛秘密」 簡単に例えると、同じ戦闘機の情報を盗んだとし ここから分かることは、 は主に、 つまり、 アメリカ合衆国政府から供与され 10 日本の情報よりも国内のア 年だが、 懲役十年以下に処されると 日本政府の国家機密を 日本のものなら 日本国内のア

# 特定秘密保護法とは

賛成多数で可決され、成立した。 平成 26 年 12 月 6 日、特定秘密保護法が参議院本会議で与党の

することが必要であるものを「特定秘密」として指定し、取扱者の特定秘密保護法は、日本の安全保障に関する情報のうち特に秘匿

罰則が強化された。 止、テロリズムに関する事項である。そして、長年の懸案であったある。特定秘密に指定されるのは、防衛、外交、特定有害活動の防適性評価の実施や漏えいした場合の罰則などを定めた日本の法律で

様とする。」

・特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同る。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の懲役に処により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処に当年、特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務

れた。 際、 微妙なものを次々と指定してしまう可能性は考えられる。 垆 報を隠匿するかについて考える。 審議妨害なども続いた中での難産であった。 価 参議院の審議の中で、 れるため、 取締法は言論統制か?」で検証するので、 指定する可能性や、 ていた状態が改善されたと言える。 にするという批判は言い過ぎであるが、 スパイ取締法が言論統制に通じるかどうかに関しては後の「スパイ 皿の適 これによりアメリカと平等の罰則となり、 テロ 野党やマスコミからは政府にとって不都合な情報を特定秘密に 正 |性をチェックする仕組みとして4つの組織の設置が説明さ リズムの4つの事項に関する情報のみが特定秘密に指定さ 一部で報じられるように、不都合な情報を全て特定秘密 報道の自由の統制につながると猛反発を受け、 政府から秘密指定, 防衛、 しかし、 外交、 先の四事項に当てはまるか 解除, 政府にとって不都合な情 特定秘密保護法を含む この法律が成立する また、 特定有害活動 管理 微罪 及び適性評 で済 そこで、 けまされ の

特定秘密保護法の運用に関する問題を議論するのであって、特定秘を内閣総理大臣に述べる。しかし、情報保全諮問会議はあくまで、組織であり、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見報公開、公文書管理、報道、法律の専門家(有識者)で構成される一つ目は、情報保全諮問会議である。この会議は情報の保護、情

密の内容については関わらない。

報官、 特定秘密を指定する官僚などの行政側のチェックであるため、 を確保するための事務を行う。 しないという可能性も考えられ れており、 二つ目は、 特定秘密保護法に関連する省庁の長官や事務次官から構 特定秘密の指定及びその解除や、 内閣保全監視委員会である。 しかし、 この内閣保全監視委員会は 内 適性評価の実施の適正 閣官房長官か ら内閣情 機能 説成さ

証 は内閣直属の支配下であるため、 けられた独立した組織ではあるが、 察室は、 の影響力が存在することは否めない。 定及びその解除並びに行政文書の管理の適正を確保するための 三つ目は独立公文書管理監 監察などを行う、 室長である独立公文書管理監の職務を助け、 とされている。 ・情報保全観察室である。 内閣総理大臣をはじめとする内閣 人事権は内閣府にあり、 しかし、 そうなると二つ目の内閣保全 こちらも内閣府 特定秘密の指 情報保全監 内閣府 に設 検

に、その判断の適否等について審査を行う機関である。しかし審査と共に、委員会等が行った特定秘密の提出要求に応じなかった場合特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行う四つ目は情報監視審査会である。これは、衆参両院に設けられた

監視委員会と同じ問題点が浮上する。

二,三,四の機関は、担当行政機関の長に対して、特定会の構成員は与党が多数を占めているという現状がある。

め、監視機能も機能しなくなる可能性がある。当(違法とは言い切れないが曖昧)な秘密指定を禁止していないた容の提出を求めることができるが、行政機関はこれを拒否することでの提出を求めることができるが、行政機関はこれを拒否することで、三、四の機関は、担当行政機関の長に対して、特定秘密の内

う。 省 は、 国家機密の審査をしている。 ればならない。 ない制度が導入されている。 全保障監督局がする。 つ一つの特定秘密に対して正当性を判断する必要がある。 米国では与野党の人数比が均等に近いアメリカ上院情報委員会が この監査機関から情報が漏洩するという事態は絶対に防がなけ CIA、国家安全保障問題担当大統領補佐官、 司法省からの代表者 6 その防止策を徹底した上で設立するのが良いだろ この際、 名で構成されるアメリカ合衆国情報 また、二五年を超える秘密指定の承認 日本でも、 代表者は任期終了後出身機関に戻ら 独立した監査機関を作 国務省、 国防総 ただ

逮捕 Ŕ するため、 なぜなら、 時点ですでに手遅れであった、 今までの国家公務員法や自衛隊法と同じく、 いうことが可 様 盗まれた情報は帰ってこない。つまり、 々な懸念がある中で特定秘密保護法が成立したが、 起訴できないという状況は変わらない。 外交官特権を主張し、 外国のスパイたちは外交官などの大使館員を装って来日 能だからである。 という事件も過去に頻 たとえスパ 大使館や本国が身柄を渡さないと イ が逮捕されたとして 情報が盗まれなけれ スパイが情報を盗む前 国家機密が盗まれ 発して この

に逮捕する必要がある。

## 外国の防諜法

が、ここではどのような罰が課されるのかを見ていく。 る。 ここで外国においてスパイ罪がどのように扱われているかを確認す 各国のスパイ取り締まりを定めた条文の一覧を最後に挙げる

アメリカ

懲役と定めている。 アメリカではアメリカ合衆国法典でスパイ行為は死刑または無期

罪 アメリカ合衆国法典―タイトル18 —37章 スパイ活動と検閲 犯罪と刑事訴訟―パート1 犯

第七九四条 外国政府を支援するための防衛情報の収集または提

供

を持ち、 米国の傷害または外国の利益に使用されるとの確信の理由又は意図 者は誰であれ、 外国政府に対して通信、 死刑または無期懲役に処する。 提供、 または送信を行う ~ 中略

中 闰

(

中国では反革命処罰条例第六条と第七条によってスパイ行為を行っ た者は死刑または終身刑に処されるとしている。

アメリカと中 崮 の他にも

イギリス 国家機密法1条により拘禁刑

> フランス 刑法72条、 73条により無期懲役

スウェーデン 刑法6条により無期懲役

ロシア 刑法典4条により死刑

北朝鮮 となっている。 保護法が施行されたものの、 最高刑が課されていることが分かる。それに対し、 このことから、 刑法65条により死刑 懲役一○年以下と各国と比較にならな スパイ活動に関係する罪はその国の 日本は特定秘密

# スパイ取締法の概要

いほど軽い。

されたが、廃案となったものである。 スパイ防止法は1985年に自民党の一部議員によって国会に提出

は、 での法律案をそのまま適応するのは相応しくない。 め、たとえスパイ防止法が制定されるとしても、 秘密となり、また、それ以外の情報は国家秘密に当たらないとなっ 分けられるが、法案を見ると防衛と外交に関する情報の大半が国家 ている。その他にも、 な装備品及び資材に関する事項、 昭和 防衛のための態勢等に関する事項、 60 年のスパイ防止法案における 現在と当時の情勢には違いやずれがあるた 外交に関する事項の大きく3つに 自衛隊の任務の遂行に必要 「国家秘密」とされるの この昭和60年時点

罰則について、法案第四条では

外国に通報して、 探知し、 外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で国家秘密を 又は収集した者で、 わが国の安全を著しく害する危険を生じさせたも その探知し、 又は収集した国家秘密を

て、わが国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの」で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報し「二.国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者

諜法と遜色のないようになっている。は死刑又は無期懲役に処するとされている。この点では、外国の防

# スパイ取締法は言論統制か?

侵害ではないのか、という批判が出る。

スパイ防止法案第 14 条では

と書かれている。 基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。」 「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の

秘密、 情報源、 機密(厳秘)、 ものが多い。 に該当する情報、 っていない。 み(政府統一基準)や保安審査法で政府の有する情報その他の資産を となるのは、 さらに、 国家秘密を定めるのではなく、 ③政府の外交活動、 他国の諜報活動を取り締まる法律において、 極秘、 またアメリカでは①軍事計画、 イギリスやドイツではセキュリティ・ポリシーの枠組 日本の特定秘密保護法やスパイ防止法案のように特定 フランスでは 秘の三段階に分けているが、 ④国家安全保障に関する経済的事項等 スパイ活動全般となっている ②インテリジェンスの 秘密の区分が決ま 刑罰の対 象

①防衛、②治安、③金融・経済産業の保護、④科学・文化遺産の保

護等の活動全般等に関する情報等と多岐にわたっている。

る。無期懲役となっているため、スパイ防止法案と同程度であるといえ無期懲役となっているため、スパイ防止法案と同程度であるといえ量刑に関して、前に述べたように各国の最高刑は死刑、終身刑、

しては不利な状況となっている。なっているため、裁判官の裁量余地が少なく、被告となった者に対また、機密性の決定は多くの国で、所轄の大臣が決定することに

りもより危険をはらんでいる。情報公開、通信の秘密の制限などでも、日本のスパイ防止法案よ

しろ、 政治体制の問題のようである。 物に毒を盛ったりするようなものは防諜法の問題ではなく、 止法のために、 されており、 日本では憲法によって、 国家の批判をしたばかりに逮捕されたり、 アメリカなどの世界各国の先進国を見ても、 言論の安全が脅かされている国は見当たらない。 基本的· 人権も、 取材、 報道 政権に批判的 の 自 スパイ防 由 国家の が にな人 深保障

# 普通の国になるために

撃などの様々な形で変化し、 える。 態が起きる可 しく損なう危険性があるだけではなく、 社会の中で、 が行われていることには変わりなく、さらに諜報活動はサイバー攻 近年では大規模なスパイ活動が発覚していないが、 ただ、 この法律は下手をすれば国民を守るための法律が国民 スパイ防止法を制定していないという状態は国益 能性を野放しにしていると言っても過言ではない 増加しているだろう。 国民の安全をも揺るがす事 このような現代 一定数の検挙 .と考 一を著

う。 脅威から守るためには早急な防諜法整備に向けた動きが必要だろ とは言うまでもない。しかし、そうは言っても国家、国民を未知の に多大な悪影響を及ぼしかねないため、慎重な議論が必要であるこ

### 終わりに

ていくことが必要ではないだろうか。

でいくことが必要ではないだろうか。

ないしたとが必要ではないだろうか。

ないしたが必要ではないだろうか。

ないしたとが必要ではないだろうか。

ないしたとが必要ではないだろうか。

ないくことが必要ではないだろうか。

# アメリカ・中国のスパイ防止の法律条文

アメリカ アメリカ合衆国法典

Title 18—Crimes And Criminal Procedure

PART I—CRIMES

# CHAPTER 37—ESPIONAGE AND CENSORSHIP

∞794. Gathering or delivering defense information to aid foreign

government

Whoever, with intent or reason to believe that it is to be used to the injury of the United States or to the advantage of a foreign nation, communicates

中国 反革命処罰条例

安公子子记言 从 1559. 第六条进行下列间谍或资敌行为之一者,**处死刑或无期徒刑**;其情节

较轻者处五年以上徒刑:

(一)为国内外敌人窃取、刺探国家机密或供给情报者;

(二)为敌机、敌舰指示轰击目标者:

(三)为国内外敌人供给武器军火或其他军用物资者。

### 参考文献

佐々淳行 『亡国スパイ秘録』(文春文庫 2019)

佐々淳行 『インテリジェンスのない国家は亡びる―国家中央情報局 21

を設置せよ!』(海竜社 2013)

自民党 国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案 (198

5

大森義夫 『日本のインテリジェンス機関』(2005)

#### 参考

Office of the Law Revision Counsel

(https://uscode.house.gov/browse.xhtml)

スパイ防止法制定促進国民会議

(https://www.spyboshi.jp/about-us/

秘密保護法とは何か? 〜その危険性と問題点〜 日本弁護士連合会

(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/himits

uhogo\_qa\_140325.pdf)

特定秘密保護法 適正確保の仕組み 内閣情報調査室

(http://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/pdf/h261014\_siryou24.pdf)

情報保全監察室の設置に関する訓令 内閣府

(https://www8.cao.go.jp/kenshoukansatsu/kunrei.pdf)

内閣保全監視委員会の設置根拠 内閣官房

(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/naikakuhozenkansi/pdf/konkyo.pdf

情報保全諮問会議の開催について 内閣官房

情報監視審査会 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jyouhouhozen/pdf/kaisai.pdf)

衆議院

o/jyouhoukanshi.htm) (http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_annai.nsf/html/statics/shiry

特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較 内閣官房

(https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/ikenkekka/3\_4.pdf)

国民の知る権利を奪う「秘密保護法案」に断固反対する 日本共産党

(http://www.jcp.or.jp/web\_policy/2013/10/post-547.html)

最終閲覧日は全て2020年 1 月9日

中3 Η. <u>T</u>

# 遺跡保存の歴史と現状について

## I. はじめに

状はどうなってい きなのか。 たい何なのか。 ような基準から残されているのか。遺跡を残せば、我々は歴史を感 うと、 うるかもしれないと。ただ、実際そのようなことはない。なぜかとい ありふれているのではないか。今立っている場所も実は遺跡になり かに住んで営みを行っていたわけであり、 るのが遺跡という場所であり、少なくとも観光名所はそう宣伝して じられるかもしれない。しかし遺跡を残すには莫大な費用がかかる。 んど埋められてしまうからである。 いるところが多い。ただ一つ考えてみてほしい。過去の人類はどこ 人類の営みが感じられ、不思議な気分になる。そんな感覚を味わえ 皆さんは「遺跡」を訪れたことがあるだろうか。遺跡では、 - 遺跡のほとんどは保存状態が悪く、発掘されたとしてもほと 開発の妨げにもなるだろう。 私はこの点について疑問に思った。そこで、遺跡保存の現 遺跡を保存することは現代社会においてどうあるべ るのか調査を行い、 そこまでして残す意義とはい では現在残っている遺跡はどの 現状の長所・ 遺跡は我々が思う以上に 短所について考 過去の つ

## Ⅱ.遺跡保存とは

遺跡とは、「過去の人類が残した遺構・もしくは遺物のある場所」

言わない。 いう。 なのである。 を防止するためにある程度の補強をしてやることは必ずといって けではない。現代の技術を用いて、自然災害などで破壊されること ることを表すが、それは必ずしも人手を加えないことを意味 姿にとどめるということである。とどめるとは、 たものまでが含まれる。 跡」といったいわゆる「遺跡」から、 € V 〈広辞苑第七版)である。つまり、過去の人類の営みの痕跡が実地的 ほど行われていて、 残っている場所が遺跡なのである。 保存するとはどういうことかというと、遺跡をありのままの あくまでも後世にむけて遺跡を保護していくことが保存 なにもしない、 そしてこれらを保存することを遺跡保存と 貝塚、古墳、 放置しておくことは保存とは よって遺跡には 現状を維持 さらに城郭といっ 「三内 小するわ 7.丸山遺

# Ⅲ.遺跡保存の歴史

## (1)遺跡保存の始まり

活動が行われることになる。城郭は街のシンボル的役割があり、 時代からと言って良いだろう。 表現することにする) 城郭(ここでは、天守閣、櫓等からなる、 もの以外の城郭を売却するか取り壊すよう命じた。 である。1873年、 って、古いものは排除される傾向があった。 遺跡保存と言うことのできる行為が本格的に始められたのは明治 明治政府は、 が破壊されることになった。ここで、 明治時代は日本が近代化するにあた 熊本城のような軍事的価! いわゆる近世城郭を城郭と 一例をあげると、 この結果 遺 値 跡保存 廃城令 大量 の ある



【写真1 小林有也】

元住

民は城郭を残そうと奮

闘

し

城郭は、 認めたも 始めるの な事例を一つ挙げよう。 われた結果物なのである。 のか、 明治政府 である。 遺跡保存活動が行 現 が 2軍事 死在残っ 長野県に 的 具体的 て 価 値 61 を る

る。 触れておきたい。 も本格的に行われるようになった。 始まった開発とともに遺跡の破壊が行われるようになり、 果いくつかの城は破壊を免れた。 は 1 9 0 1 老朽化が進行していた。ここで松本中学校の校長小林有也(写真1) ある国宝松本城。この城も廃城令を受け、城郭としての価値を失い、 このように て1922年には史跡指定され、 は測量が行われ、 われ始めたと述べた。 ような取り組みは丸岡城、 ることなどはあったが、 それが平城京の保存活動だ。 歴史の表舞台から姿を消した。 明治以 o) 年天守保存会を立ち上げ、 地元の人々は尽力し続けた。努力の結果、 さらに1906年には保存会が設立される。 前から保存活動 保存活動は開発が本格化し始めた明治時代から行 しかし、 江戸時代には荒廃する。 丸亀城、犬山城など、全国的に行われ、 さらに前から行われていたこともあ 平城京は794年に遷都が行 このように、 が行われていたこともある。 適切に保存されることとなっ ここで、 天守閣の保護を行った。 薬子の乱で一時的に使わ 少しだけ奇異な事例 明治時代に本格的 それを食い止めよ 1852年に 保存活動 この そし わ 結 n れ に に

> が、 ることが挙げられる。 それは高度経済成長期のことである。 これが市民を巻き込んでいくことになるのだ

## 2 高度経済成長期の遺跡保存

成功例として知られている。 度経済成長期における活動は、 議論が積極的に行われるようになり、 国協議会が発足する。 活動は世 としていたところ、 跡の例を挙げよう。 れたということがあった。 という計画が持ち上がった際、 存運動である。 きな特徴である。 び破壊される時代が到来し、 高度経済成長期に再び盛んに行われるようになる。 み始めた。 よりも大きな飛躍を見せているといえるだろう。 明治時代より始まった開発は、 |間に遺跡保存の重要性を広め、 このような点で、 1955年、 その先駆例となったのが、 1963年から市民による活動が始まる。 千葉県にある加! こうした経緯もあり、 これは市民運動による保存活動の初期 この古墳を破壊して住宅地を建設する 高度経済成長期 保存運動も活発化することになる。 ほ 市民運 かにも様々な活動がある。 市民運動が行われ、 戦争とともにいったんは終結 曾利貝塚も、 遺跡保存活動は市民を巻き込 動として行われてい 1970年、 「開発か保存か」という 堺市イタスケ古墳の保 の 遺 跡 開発が行わ |保存は明治時代 よって遺跡も再 結果史跡 文化財保存全 るの 有名な遺 指定さ れよう この が 大

## 3 オイルショック後の遺跡保存

経済が上向きだったことだ。 れについては意識の高まりのほかにも要因があるだろう。 余裕があった。そのため、 高度経済成長期に 「開発か保存か」という議論が活発化したが、 開発 経済の成長に伴 辺倒には陥らなかったのである。 11 々は ある程 それは、 度の

の

保存活動の特徴として、

行っているのが熱心な人間であ

まり行 長は とは珍しかった。 ック以 行わなけ は経済 る時期はどちらかというと開発が優先される傾向 が反映されているといえるだろう。 われた裁判では開 か遺跡保存かを争う際、 する。こうなると、 4 1973年 年 前 が低 の青木遺跡 われなくなり、 は遺跡に れば経済は立て直せない。 送していると遺跡保存はどうなるのだろう。 保存 Ó ح 一発が認められることが多く、 訴訟や、 オイ 開発が進みにくくなるのは当然だ。 れ が認められることが多々あったのに対 開発 は開 ル 裁判が開かれることがあった。 シ 伊場遺跡訴訟などオ 3 発を優先すべきであるとい 辺倒の時代が幕を開ける。 ックで終結し、 こうしたことから遺跡保存 このように、 日本経済 遺跡! イル 経済成長が低 があった。 保存側 ショ · う 当 しか の この頃、 オイ 成 高度 ック後 Ĺ 時 が 長も終了 勝 開 経 0 ル 風潮 に行 迷 つこ 1 シ 開 もあ 済成 発 す 9 彐 発

あ

### 4 新たなスタイル の確立

済

とそうではない。 の低迷とともにずっと遺跡保 なんとかして保存を行おうと、 【写真2 久保泉古墳】 ることに 久保泉丸山遺跡 る。 遺 1 体存が軽 !跡を移設しての保存が行わ 9 83年、 なったが、 |んじられてきたかと (写真2) 高速道路建設 これ 工夫するように を阻 が破 止 吸壊され しよう 伴 れ ſλ j る 11 な

遺 例

が

ح

れらは、 89年の

b

はや保存

では

とし 跡

9

玉

分寺六ツ目

な

か

j あ

L る。

れ ない。

ではどうしてここ

ことになる。

別

の

場所に

同

じも

の

を作

てしまおうとしたわけだ。

同

様

の事

かし、 中で抜群に多い 保存が有名だ。 存を行おうとする人が現れたというのも頷ける。 利点を生かした活動を行うことを意味する。 傾向があった。 までして遺跡を守ろうとしたのかは、 のである。「活用」を意識 て遺跡保存を行った先駆例としては、 うしても遺 て遺跡を利用するとか、 したことにある。 るの 保存だけでは意味をなさず、 ではないかという意見が出てくる。 跡 Ô が、 吉野ケ里遺跡は古代遺跡の観光者数が全 保存が必要であり、 保存することに意味があるという考え方である。 これまでの遺跡保存は これは 体験ができるようにするといった、 一活用」 を意識した保存が成功 「活用」 だからこそ移設をしてまでも保 当 1992年の吉野 「保存 蒔 門の遺跡! 活用とは、 することに保存の意 活用をするため の部分が重視される 「活用」を前提 保存の方針 観光資源とし ケ里 したから 玉 0 遺 が変化 遺 に 遺 はど 跡 跡 が 0 0 0

今や た吉 取り 全国 設したり、観光客が来る プ を見越 た保存とは、例えば櫓 たりすることだ。こうし 13 やレ える 吉野ケ里遺 [の遺 遺 野 組 まで ケ里 跡 みを真っ先 ストランを してお土産 !跡の参考となり、 保 存 遺 に な の主流 跡 跡 保存 つ 0) た。 方 に シ つ < を新 行 3 と 法 ッ



【図1 遺跡保存と経済の関係】

資源としての経済効果も注目されている。遺跡は世に開かれたもの至るまで遺跡保存は重要なものと位置づけられている。また、観光跡保存の重要性が再び世間に注目されることになる。こうして今にわれた1992年には日本がユネスコの世界遺産条約に批准し、遺

※ここまでの流れが一目でわかるグラフが図1になります。併せて

保存の重要性は一層高まっている。

として注目され、

# Ⅳ.遺跡保存の現状

のかを述べていきたいと思う。 遺跡保存の歴史の次に、現在遺跡保存はどのように行われている

### (1)目的

遺跡保存の目的を次の二つとしている。 省は整備することがメインの仕事である。 文化庁は遺跡を保存することがメインの仕事なのに対し、文部科学 共有財産であること、 れには二つの意味がとれるといわれている。一つは、 記述するとしよう。文化庁の「発掘調査の手引き」では、未来に伝え べきだといっているのだ。 からないことが将来わかるかもしれないということだ。共有財産を るべき存在を失うことを阻止するために保存を行うとしている。 そもそも現在遺跡保存は何のために行われているのか。 また将来の発見を期待するという意味で、遺跡を保存する もう一つは未来に技術が発達し、 次に文部科学省の主張を聞いてみよう。 整備担当の文部科学省は、 遺跡は国民 現在ではわ そこから ح 0

- ① 市民に遺跡の内容を理解してもらうこと
- ② 遺跡の寿命を長くすること

方法 かし①の主張は文部科学省特有である。 ②は基本的に文化庁の方針と合致していると考えてよいだろう。 遺跡保存というスタンスが確立しつつあることを示唆しているよう 用」は今や遺跡保存の柱であることがうかがえる。実は「活用」を軸 だ。活用することが保存の目的といっているわけである。活用をし ことが目的だというのである。これはⅢで述べた「活用」というもの とした保存を行うことは文化財保護法にも明記されている。 は遺跡保存の目的として国も認めているのである。そしてこの ようという風潮は1980年代から主流になったといったが、 に思える。なお、活用が具体的にどのように行われるかは、「V(2) 2018 年、活用を推進するようにこの法律が改正された。活用あっての В. 活用」の項で詳しく述べる。 遺跡を市民に知ってもらう さらに、 これ 活

れらを達成するべく現在遺跡保存は行われているのだ。を整えること」、三つ目は「市民に向けて活用すること」である。こと」、二つ目は「将来の技術発達に期待し、新たな発見ができる体制あることがわかる。一つ目は「遺跡という国民の共有財産を守るここのように国の機関の主張をみると、遺跡保存には三つの目的が

### (2) 方法

今回は、この二つを区別して述べていきたいと思う。っても、保存するプロセスと整備して活用するプロセスが存在する。遺跡保存はどのように行われているのだろうか。遺跡保存とは言

### Α. 保存のプロ

遺跡 復元作業が行われる。 は少数だ。 存が行われる。 遺跡は破壊されるのだが、歴史的価値が認められた場合には現状保 うのか自治体と協議が行われる。ほとんどの場合記録調査が行われ、 行う事業者が土地を調査し、遺跡が発見されるとどちらの保存を行 完了すれば遺跡は破壊される。保存というのかは微妙だが、 記録保存とは、 を守っていこうとするスタンスである。二つ目は、記録保存である。 保存は完了し、 である。現状保存とは、 して、壊れないよう丁寧に修復される。 保存の方法は二つに分類されることが多い。一つ目は、 安全確保のため少々手を加えることはあるが、 について伝えることは達成される。 現状保存が認められた遺跡は、 いよいよ 遺跡の調査を行って記録を行うことだ。記録作業が 国は現状保存が望ましいとしているが、行われるの 例えば盛土であったり、 遺跡をできるだけありのまま残すことを指 「活用」されるようになるのだ このような長い過程を経て 現行の仕組みでは、 後世に残していけるよう レプリカを使ったり 基本的には現状 現状保存 開発を 後世に

## 活用のプロセス

するの 山遺跡 することを行っている。 と述べた。 活用とは、「観光資源として遺跡を利用するとか、体験ができるよう にするといった、遺跡の利点を生かした活動を行うことを意味する」 保存がなされた後、 が が先駆例となる。 狙 ほとんどの遺跡は活用の第一歩として、 いである。 遺跡はどのように活用されるのであろうか。 公園整備という考え方は、 公園として多くの人々が利用できるように 移設されたことで名高いこの遺跡は、 前 公園として整備 述した久保泉丸

> 設を設け、 するという意味では非常に効果があるといえる。 現したが、これは非常に好評であったという。 野ケ里遺跡(写真3)だ。この遺跡がどのようにして活用を行ったの して整備するべく、 類は本当にこのような形状だったかはわからない。 ようにしたという。具体的に吉野ケ里遺跡は、物見櫓、竪穴住居を再 そこで、遺跡に当時の様子を再現し、実際に当時の風景が「見える」 のを見るのはよいが、それでは観光客にスケール感が伝わらない。 かを詳しく述べていきたい。 園整備を大成功させ、 実は公園整備は当時としては珍しい発想だったのである。その後公 された後公園として整備され、多くの人が利用することとなった。 **歴史ロマンの見える化」だったという。** ガイドを設置するなど、より観光客が来やすいよう工夫 駐車場、 現在の活用の教科書的存在となったのが、 お土産ショップ、 吉野ケ里遺跡の活用のコンセプト 資料館等で発掘されたも レストランとい この再現され さらに、 しかし、 観 活用 った施 光 地と は



【写真3 吉野ケ里遺跡】



【写真4三内丸山遺跡】

物は形状がまだ不明なのだが、 は巨大な六本の柱があり、 遺跡として、三内丸山遺跡 観光客は全国の遺跡で唯一百万人を超えた。 したという。 こうして活用 遺跡のシンボルになっている。 (写真4)が挙げられる。三内丸山遺跡 重視で整備を行った結果、 「歴史ロマンの見える化」を重視し、 この活用術を模倣 1992年 この構造 した に Ó

めることで活用は成功するのである。のように「見える化」が重要となっている。「見える化」を上手く進このように活用が重視される現在の遺跡保存では、吉野ケ里遺跡

建設したという。

### (3)開発

きたが、次に開発が行われる流れについても述べていきたい。 今まではどちらかというと遺跡が保存される場合について述べて

に価 と教育委員会の話し合いで決定され、完全破壊、 状保存が行われることになる。 存が行われた後に、 調査が行われ、 査を行った時である。 いといった判断が下される。 基本的に遺跡 値 「が認められた時や、 遺跡の価値等が調べられる。その後、前述した記録保 (が発見されるのは開発を行う事業者がその土地 遺跡は壊され、 この調査で遺跡が見つかった場合、 行政、 実際は、 市民からの要望が強かった時 開発が進むことになる。 開発を行うか否かは事業者 部破壊、 開発しな 緊急発掘 ただ遺跡 は現 の調

存の費用は事業者から出ることが多い。これでは、開発が前提とい事業者であることがほとんどなのだ。土地の調査、緊急発掘、記録保なるのだが、このシステムには大きな欠点がある。費用を持つのがこのような流れで開発が行われる(もしくは行われない)ことに

題を解決するのは必要不可欠である。 負担が大きい。遺跡保存と開発のバランスを保つために、費用の問く行政が費用を負担することが増えてきたというが、まだ事業者のう立場が強まり、遺跡保存はされにくくなってしまう。近年ようや

### (4) 市民

割をここで確認しておきたい。遺跡保存において市民が登場する機力は必要不可欠になっている。そこで、遺跡保存における市民の役遺跡保存が住民を巻き込むようになって以降、遺跡保存に市民の

会は二つある。

۰ ۲۶ ۲ 保存の歴史」の部分で市民運動の例を挙げたと思う。 述べた。この開発を阻止するために行われるのが市民運動だ。 るという意味でも、 そのための市民運動 このように、 ても市民の協力が必要であるから、 であることは間違い つ目は、市 逆に市民が開発は必要だと考えていると運動は起きにく 市民は開発に関する考えを示す役割を果たしてい || | | | | ない。 動である。 逆に開発を進めるという意味でも、 でもあるというわけだ。 遺跡は、 市民が反対すると開 基本的に開 市民は遺跡保存を進め 完発で破: 開発はどうし 必要な存在 感壊さ 発は進みに れると 遺跡 る。

が、 うことかというと、 民 ついては、 に 人の憩い 二つ目は、「活用」におけるサービスの授与者的役割だ。「活用」に 規模が小さいものだと、 遺跡 の場として、 が活用されているのである。 吉野ケ里遺跡のように観光客を集めるようなもの 市民が歴史に興味を向ける材料として、 また市口 市民向けになされるものもある。 民の教 育におい 遺跡は公園化され、 てなど、 地 地 また市 どうい 元の人 はある

利貝塚が体験学習の場として選ばれている。の体験学習を行っている。例を挙げると、私の住む千葉市では加曾んでいる人に大いに役立つだろう。実際多くの自治体は遺跡で歴史が集まれる場所になるほか、歴史の展示は興味のある人や歴史を学

は語れないのである。
は語れないのである。
とも意味する。遺跡保存は市民なくしてあっての遺跡保存ということも意味する。遺跡保存は市民なくしてている。市民あっての保存(または開発)、活用であり、それは市民存の主目的である「活用」の対象として市民が大きな役割を果たしてのように、遺跡保存をするか否かの判断において、また遺跡保

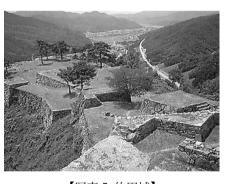
### (5)管理

か。 投入し、 ろうから、 と考えられる。 ができているというわけだ。ただそれでも三十億もの維持費が出 超える経済効果があるといわれている。 費用が投入されているという。 ない することを指す。 は、 るという事例も存在する。 いるということは、 う問題を抱えている。 保存・整備した後、 その ので、 損傷した箇所の修復、 ようなことが原因だからであろうか、 赤字である運営を続けることは果たしてどうなのだろう 当然遺跡管理に関しては赤字であると思われる。 推定の値となるが、 このような遺跡は経済効果があまり期待できない この「管理」 有名でない遺跡もかなりの維持費が必要である 遺跡は自治体が管理する必要がある。具体的に 遺跡の管理費の詳細はあまり詳細に公表され 松江市にある田和山史跡公園は 掃除などを行って遺跡が長く持つように この遺跡は観光客が多く、 三内丸山遺跡では毎年三十億円もの は現在、「管理費が莫大である」とい つまり遺跡自体は黒字運営 遺跡が放置され 管理費を 税金を 遠 丙

> には、多くの困難があるのだ。 を含自治体は多くあると推測される。遺跡管理を効率的になすためま常に面倒である。これに加えて費用の問題もあり、手に負えなくま常に面倒である。これに加えて費用の問題もあり、手に負えなくなる自治体は多くあると推測される。遺跡で存在してしまうのは、多くの困難があるのだ。

# (6)保存と活用のバランス

は、 けでなく悪い面も発生してしまった事例が存在するのである。 とは当然であるし、 ていると思う。 読んでくださった方はおそらく、 るようになって上手に活用されることをとても良いことと認識され この章の最後に、 あの「日本のマチュピチュ」竹田城である(写真5)。 そもそも遺跡保存の目的は活用なのだから、このこ 奇異な例を述べたいと思う。 何をいまさらと思われるだろう。 遺跡が観光地となり、 これまでの文章を 。ただ良い 人が多く来 竹田 それ |城は 面だ - 29 -



【写真 5 竹田城】

る。 あるのかというと、 と石垣の崩落。 垣 古 が崩落しかかって 急増した。 つ 近年その絶景で注目を浴び、 [められ、 が が た雨水が石 増えたことで、 崩 しかし観光客の れ Þ すく 昔 それはとても良いことであ 垣に流れ込んだことで石 ならば土に染みこまなか これ な ιV つ 肝心 てい る。 にどういう関係 増加と同 観光客に しの遺跡 るのだ。 観光客の急増 土を 時 観光客が 配に石! が破 垣

る。やはりこのような場合は、バランスを上手にとることが重要な竹田城では観覧ルートを制限し、保存と活用のバランスをとっていのように活用が成功することで保存がままならなくなることがある。される。なんとも不思議なことだが、実際に起きてしまっている。こ

#### V. 考察

のだと思う。

制は現状維持で問題ないと考える。しかし改善点はある。を重んじた非常に納得しやすい仕組みだと思う。つまり基本的に体考察したい。現在のやり方はけっして非効率ではない。遺跡の価値発展してきた。これを踏まえ、遺跡保存は今後どうあるべきなのか遺跡保存は歴史上何回か方向性を変えながら、現在のような形に

ろう。 活用 ある。 本的 は意味がない。 はり明確な制度の作成が不可欠だろう。もう一つは活用においてで 明らかに不公平であるし、もっと平等化がなされるべきである。や 遺跡が発掘された際、 る。一つは開発における事業者支援だ。開発をおこなうにあたって るのは当然だと思う。 まず問題があるのは、「行政からの支援」という点においてであ な立場を遵守し、 には限度があり、 これ 行政からの支援が不足しているというケースは主に二つあ は 「国からの支援」という問題である。 共有財産として国が責任をもって保護するという基 事業者にほとんどの負担がかかっているのは それによって赤字経営のような状態が続くの やはり平等性や効率性を重視するために、支 実際に活用を行う自治体へ何らかの支援をす 自治体ができる

援の仕組みを確立するのが重要だと思う。

う。遺跡保存においては民意も重要だが、 意が開発か保存かの判断に大きく関与していることを考慮すると、 € √ かをルールとして決めるのも大事なことだと思う。 のが破壊されては保存の意味が薄れてしまう。 値が関わるのは当然であろう。景気が悪いというだけで価値あるも だ。どの遺跡を壊し、 やはり判断基準が公平であるとは案外言いにくいのではないかと思 てである。歴史を見ると、 ιĮ 保存が行われると思う。 てあいまいな部分が多い。まずはここを直していくことでより良 このように現在の遺跡保存は、システム自体はよいがルー 次にどういった改善点があるかというと、 どの遺跡を保存するか。これに遺跡自 民意は景気によって左右されている。民 そして一貫性をもって保存と開発を分け 遺跡の価値自体も重 「民意の反映」 どう判断していくの ル 体 つい :の価 に お

## Ⅵ. おわりに

ていくことで、今後も遺跡保存は続いていくと考える。

遺跡保存にはしっかりとした意味があるのだ。遺跡保存が行われてている」という風に聞こえる。しかし実際はそうではないと思う。ということが行われていると考えると、意味を見出すために「活用」だい。これまでの調査から考えると、意味を見出すために「活用」があるのか疑問を呈していたと思う。最後にこの問いを考えていきがあるのか疑問を呈していたと思う。最後にこの問いを考えていきがあるのが。遺跡保存は現代社会においてどういう意味「はじめに」において、遺跡保存は現代社会においてどういう意味

ているということは何らかのサービス対象者が存在するはずである。はいるということは何らかのサービス対象者が存在するはずである。遺跡に興味を持っている人のために保存するというのは当然を当てはまりそうだ。未来の技術革新に期待して保存するのだから、未来の人に向けて行われていると考えてもよいだろう。こう考ら、未来の人に向けて行われていると考えてもよいだろう。こう考ら、未来の人に対象者を絞っていないといったほうが良いかもしれない。遺跡保存は多くの人に利益を与えるという「意味」があるからこそ、現在まで存続してきたはずだ。だからこそこまで仕組みらこそ、現在まで存続してきたはずだ。だからこそこまで仕組みが整えられている。今後どのようにこの取り組みが拡充し、発展していくのか注目したい。

## attach/1332128.htm)

- 吉野ケ里遺跡公園 H 「吉野ケ里遺跡の紹介 遺跡の保存方法
- | 朽木信明「日本の「遺跡保存」の歴史と「保存科学」の役割に(http://www.yoshinogari.jp/contents3/?category1d=29)
- (https://www.tobunken.go.jp/~ccr/pdf/52/5224.pdf)
- 文化遺産の世界「文化財保護法改正」
- (https://www.isan-no-sekai.jp/list/vol33)
- 西日本新聞「「吉野ケ里から手法学んだ」 集客力も遺跡保存の

決め手に」

(https://www.nishinippon.co.jp/item/n/609627/)

・国宝松本城 IP 「住民が守った松本城

(https://www.matsumoto-castle.jp/value/citizens,

最終閲覧日 二〇二〇年九月二十九日

(高1 H.S.)

## Ⅲ.参考文献

かす」・朝日新聞「家・墓・城… 遺跡は誰のもの? どう残してどう活・朝日新聞「家・墓・城… 遺跡は誰のもの? どう残してどう活

(https://www.asahi.com/articles/ASM1Z2PWHM1ZULZU005.ht

護・活用のための評価・保存整備技術

・文部科学省「第1章

文化資源の発掘

考証

評価

遺跡保

(https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu3/toushin

# 持続可能な国家について

ては、 が、 世界には、 極めて少なく、 行った。 欧州各国は、 の勢力が根強く、 非常に大きな差異が見られた。例えば、アメリカやブラジル 世界的に COVID19 の感染が拡大する中、 国家のあり方が改めて問われ直されていると思う。 政府の役割をあくまで最小限に抑えようという保守的 しかし、 2 0 0 先に述べた2カ国よりも長い期間の都市封鎖の実施 一概にどちらがいいと判断することは難しい。 諸国間で封じ込めに完全に成功した例というのは 経済にある程度の重きを置く政策をとった一方、 近くもの国家またはそれに準じる組織が存在する 各国の対策においては 1.価値観 にお 現在 を 11

### Ι 国家とは何か

#### 1 国家とは何 か

が 端を発しているし、 り前 まで単純 とあるが、この組織に付与されている権限は何であり、付与されて 立の統治組織を持つ人民の社会集団であるという。この文言には いないものとの境界はどこにあるのだろうか。 でに多大な解釈の余地が存在する。例えば、 新明解国語辞典によると、「国家」の定義は、一定の領土に住み独 であるが、 をよしとするため、 リベラリズムとネオ・リベラリズムの違いはここに 様々な政体をもって国家と呼んでいるのも納得 細々と説明がなされてい 独立の統治組織を持つ 言葉の定義は、 ないのは当た す

# 2: 国家の誕生とその変遷

生したのは、 うのは、 力しあう関係にある人々が集まって形成していったものであるとい を備えていたことがわかっている。当然、主要産業は農業であり、 シュメール文明に属すると考えられ、 る水準に達した社会において、貧富の差による力関係の成立や、協 諸説あると言われているが、最初の 後の日本においても同じ構図が見られる。 現在のイラクにあったウルクという都市国家である。 城壁や祭壇などといった施設 「国家」と呼ばれる共同 体が誕 あ

要がない分、最も単純な国家体制であるということができる。 化されたのも、当然のことと考えられる。エジプトの誕生に続いて、 行っていたというのは有名である。 採用している点は非常に興味深い。 に王朝と書いたが、これまでに誕生した国家は、 バビロン、ヒッタイト、アッシリアなどの諸王朝が現れた。今、ここ 家において見られた主従関係というのは、 の 国家である。 例は、エジプトである。 都市国家が発展し、ある程度広い領域を所有する様になったのが、 便宜上これを広域国家と呼ぶことにすると、この最初 エジプトがナイルに沿って農業を盛んに 領域が広くなった以上、 煩雑な選挙などの作業をする必 広域国家においてより強 押し並べて王政を 都市国 - 32 -

までの体制は全て王政であったと書いたが、ここにきて初めて王を これらの都市国家は共和制を採用したということである。先に、 つの点において今までに見られない特徴を備えていた。一つ目は、 民が軍 心かない 続いて登場したのは、ギリシア諸都市である。これらの国家は、二 - 隊の中核を担う様になり、 国 [家が誕 生したのである。 それによって国政への参加を認 人口が限られている中で、 一般 今

市 抱

国家の中間であるとも捉えられる。 も薄かった様だ。 もっとも、 拡張し、この体制が広域においても通用することを示したのである。 められる様になったと考えられている。二つ目は、 ったということである。 ギリシア諸都市においては、 ある意味では、 すなわち、 先に述べた二つの都市国家と広域 都市国家でありながらも 本国と植民地の関係はとて 植民活動を行な の領土を

る。 制 た三つの政体を組み合わせたり、 この後、 独裁制など多種多様であるが、基本的にはこれらは、 世界には様々な政体が生まれた。 適宜変更したりしているだけであ 貴族制、 元首政、 最初に述べ 寡頭

### ${\rm I\hspace{-.1em}I}$ 持続した国家

# 例えばどんな国があるか

治を持って長期間 以前に目を向けてみると、 べて激減しており、 年では不当な侵略行為は制裁の対象となり、 を維持し続けることで長続きした国家は一定数存在する。 くは、二つの世界大戦によって誕生したものである。それに加え、 ネチア共和国をあげたいと思う。 持続した国家とはどんな国家であるだろうか。 広域国家の代表としてロー 三持続する国家を形成するというのは非常に難し 本当の意味での強さは測れない。では、 どんな国家があるだろうか。 マ、 都市国 国家の再編は以前に比 [家の代表として、 現在ある国家の多 強権的な力 ただ、 世界· 大戦 ヴ 政 61 近

#### マ帝国 |の場合

の国は、 はりロ 国 家の ーマ帝国である。 代表格というとや 最初に王政でスタ

は 代に則して様々な形に変化 してきた。 元首政、 また、 最盛期に

和制、

トし

してから、

中欧、 地域の支配に使っていた軍 に渡っていた。 北アフリカ、 西欧など広範な地域 中東、 この広大な ŀ

ある。 万と同 勢は、 主 数の特殊補助部隊で しかも、 戦力 2 5 個軍団 15

図から明らかな様に、 貴族制、 この兵力で 帝政へと時 ル コ、 共 古代ローマの領土 グラックスの改革(前133年)のころの領土 国境長城(リメス)線

ア、 ない。これはいったいなぜなのだろうか。 同数の補助兵力を配しており、残りの、フランス、スペイン、 数の補助兵力、 さえ、ライン川、ドナウ川沿いの蛮族対策に、 ギリシア、 シリアのパルティア対策に6 エジプトといった本国の近くではほぼ軍勢が見られ 個軍 約 15 団3万6 個軍 団 9 0 イタリ 万と同 0 ق ك

院の議席の提供を行い、 主な要因は大きく分けて4つ存在する。 口 7 は、 建国当初から敗者に対して市民権 自らの中に取り込んだ。そのため、 つ目は、 の 敗者同 配布 反乱を起 化政策

都市 に よっては今も 橋 イ きるシ に 方促進政策である。 が、 心がけてきた。 0  $\mathcal{O}$ 口  $\mathcal{O}$ のであった。 7 の結婚などによっ って反乱を起こすということはなかった。 こす分子を相当数減らすことができる。 向 敷 たとしても、 地 は の の建築、 1 ン 帝政 これ う 上などが図 フラ設備である。 域 . の 軍 制 7 なが の開 正 建設でもすぐに生活が始められるコミュニティー ステムを構築していた。 団 بح は 都 |規兵と協力することで、 は、 インフラや兵站を重視していた。 5 いう言葉は存在しない (元首政) は広く浅くとることをモットー ſП. 所墾や開 市 つ ō 工兵、 |管の様に張り巡らされたロ これらの都市は、 都市 た の なお現存 属州総督を訴えることができた。そのため、 建築、 共和制時代は過剰な取り立てを行うもの n て、 発も行い、 に 医師 に入ってからその様なことは少なくなり、 退役兵を軍団ごとにそのまま移住させ、 住む退役兵は、 医 口 その地 している。これによって、移動 れ |療設備など、 などの最低限 1 は マ 軍 域に 物流を盛んに 口 植民都市と呼ば はつるはしで勝つと言われたほどに、 また、 1 かもしれ 配属する人数が少なくても マ 口 どれ の基礎を支えていた。 他民族からの ーマ化を進めるのであ の設備を整えており、 その 1 二つ目は税 な として公正 をとっても当 マ街道、 三つ目は入植制 して国を発展させること 野営地での 都市を中心として未開 11 が、 れ、 攻撃が 国境付近に 簡 港湾の整備、 一で透明 単 制 の であ 陣 に 簡略 蒔 地 b あ のようなも いうと、 四 であ 生活に困 る。 る。 の つ な 流 11 化 に配され 建築、 現地 防 たとき から 仮 た様 税 つ  $\stackrel{\sim}{\parallel}$ 水道 衛 に 口 制 口 地 は 発 で の 1 で あ だ を 1

> また、 放、 的姿勢は、 立 や水道の 貢献である。 する。それらを列挙していくと、 小 |候補者が ・麦の給付、 解放奴隷階級 地方公共団体や政府のポストは無給であるにもかか 建設を全 後 絶えな この最終 で述べるヴェネチアを除 口 Ì 0 ιV て自費で担当するということを度々行って 7 制定、 後の項目について補足すると、 ということもあ 市民権所持者に対する控訴 教育の重視、 法による支配の徹底、 る。 ιV そして、 この て見たことがない 様な国 市民の国 権 有産階級 家に 平 良 貧民に 国家に対 対 ゎ 0 す は らず、 る i s 役 対 でする する 道路

時税が乱発された。 1 棄される様に 最終的に、 マ の スピリット ローマ な つ 口 は失われ てから衰亡が は絶え間ない 1 マ が 滅びるの てし 蛮族の 始 まる。 は 1 侵入によって、 0 イ ŏ ンフラは 年先のことであるが 分断さ 植民 都 市

放

口

得た紀 まったの ると言えるだろう。 の エ 元 間地 後 二 7 戦 47 は 4争で最 元前 屯 だ。 6 十 海 世 年 分に持続  $\frac{2}{4}$ -まで、 そうは 界に 初 の属 君臨 年 州 約720 から数えて ιV L っても、 た L シチリア 玉 続 家 け で た あ を

### (2) ヴェ ネチア共和国 の場合

族 に ヴ 建 か エ 設 ら逃 ネチアは した水上 れ た人々 人工都市であ 口 ・がラグ 1 マ滅亡時 ン の に

の

ほ

か

に

b

口

1

7

に

は特筆すべき政

策

事

家が

i V

くつも

存

在

中

蛮



構わず、イスラム教徒と妥協でも協力でもするという、ヴェネチアが知られている。これは、自国の利益のためなら、法王の意向などはを最大限に重視した国家運営は、君主論においてマキャベリにも絶呼ばれた。政体としては、終身の元首制を採用し、その合理性と効率が、東地中海世界に長く君臨した都市国家で、アドリア海の女王と

人たちの特徴的姿勢を捉えてい

ため、 ている。 にあっては、 え方は、 ヴェネチアは、 めて模索を続けた結果たどり着いた形なのだ。 が導入できていたわけではない。 利益を最大限優先した。 行うことで、 が、個人への権力の集中を極度に排除し、また、完全に公正な選挙を り、その点は、平民にも解放されていたローマとは大いに異なる。 似通っている。 税制が公平で収賄を絶対に許さないことにおいて、 タ、コルフ、ネグロポンテ、モドーネなどであるが、この国家もイン フラをとても重視すること、国民が国家に対して献身的であること、 ヴェネチアが交易立国、 東地中海一円に多数の海外領土を持っていた。キプロス、 国の基盤となる本土以外の土地を重視する点も同じである。 政治体制だけに限った話ではない。 団結して国難に対処することができたのだ。この様な考 ヴェ 有能な人物だけが政権の中枢を担う様にし、共同体 ただし、政治に携わることのできる人は限られてお フィレンツェやジェノバのような内部抗争を起こす ネチアらしい、 だが、 観光立国であったのは有名だろう。 ヴェネチアも最初からこのシステム  $\begin{array}{c} 1 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{array}$ 合理的な経営で最 年の間、 農業生産が可能な地域 この模索によって、 ローマと非常に 理想の政体を求 大限の利益 クレ その を得 だ 0

> かせることができたのだろう。 外領土による反乱などは起きず、いざという時にも多少の無理を利 を後ろから支えてくれる基盤を重視し、支援し続けたからこそ、海 陥落までに約 25 年間耐久するという記録的な粘り強さを見せた。国 陥落までに約 25 年間耐久するという記録的な粘り強さを見せた。国 がせることができたのだろう。

して、 ある。 これも、 まうと、 個人の利益ばかりの追求に走った時に衰亡が始まる。 を済ませているはずなのだが。 たりになった。 ヴェネチアは1797年、ナポ 国家のことなど考えず、 政府の人物たちはみな、 ローマの時と同じ様に、 国家は活力を失ってしまうのだろう。 以前のヴェネチアなら、 国家は、 フランスとの交渉は行き当たりば 本土にある自分の土地の心配 ヴェネチアらしさを失った結果で レ オンの侵攻を受けて滅亡する。 その国の特性を失い、 交渉の前に根回しや下 そうなってし 国民が ば かり

## Ⅲ. 持続する国家

国家はデリケート

である。

少しでも乱れた政治を行うと、

その

玉 ラウンドとなる地方を大切にしているということだ。 ぼるようなことがあると、 め合わせをするのに何十年も待たなければならない [の運営に公正を期しているということも重要である。 口 ーマにもヴェネチアにも共通して言えることは、 国民の心が国 lから 離 れてしまう。 それに加えて、 玉 税金をむさ の ッ

今の日本において、税金を不当に取られるようなことはない。税

。 パッ く に進んでおり、 あまり良くない。 税制が単純であれたのだが、日本の仕組みが単純でないという点は 述べた二カ国においては、最低限の保障に留めている。そのために は、戦争の絶えない時代であれば、 支出し、現状を打開しなければならない。 して、街全体を活性化させる費用を、未来への投資と思って大胆に 本はもっと、地方の産業全体を保護したり新しい産業を育成したり 金の率は社会保障にかかる費用と相談しなければならないが、 国を後ろから支える第一次産業も停滞している。 地方の問題について考えると、日本は過疎が急速 持続する国家であるとは考えに このような状況にあって 先に 日

### [参考文献]

塩野七生 ローマ人の物語1~ 43 新潮文庫・平成 29年

マ亡き後の地中海世界1~4

口门

新潮文庫・平成 31 年

海の都の物語1~6 新潮文庫・平成 21 年

山川出版社・2017年

山川

詳説世界史図録第2版

以上

(高 1 M. A.

# 日露戦争序盤の海戦について

# I.研究動機と目的

味を持ったからです。 せないことであったため、 が朝鮮半島や中国大陸で戦争をするうえで制海権を握ることは欠か 露戦争の序盤としました。またその中でも海戦を選んだのは、 日露両軍はどのように動いていたのか気になったため、テーマを日 すが、旅順港攻略戦が始まったのは同年七月二十六日です。この間 本海海戦のみです。 っている日露戦争における戦闘としては旅順攻略戦や奉天会戦 の上の雲」を読んだことです。しかし、日本史や世界史の教科書に載 私が日露戦争に興味を持ったきっかけは、司馬遼太郎さんの 日露戦争が始まったのは一九〇四年二月六日 その制海権をどのように握ったのかに興 日本 坂 日 で

ください。違っていることもあると思います。もし間違っていた場合はご容赦違っていることもあると思います。もし間違っていた場合はご容赦すが、日露の文献で解釈が異なっていることもあり、僕の説明が間この戦争は近代に起こったものであるため、様々な文献がありま

## Ⅱ.戦争の流れ

# (1) 開戦から旅順攻略戦まで

#### (--)仁川沖海戦

定した。午後六時十分、「ワリャーク」はバルブ(弁)が開かれ沈ん 兵員が大損害を受け、これ以上の戦闘継続が不可能になった。その 出て港の外で戦うことを提案した。またそうしない場合午後四時に 隊と一等巡洋艦「浅間」からなっていた)と合流した。瓜生司令官は 停泊していた。日露開戦を聞いた「千代田」は、ひそかに港外に脱出 だ。砲艦「コレーエツ」と汽船「スンガリー」もロシア軍の手によっ ためルードネフ艦長は残存兵士を上陸させ、 も直ちに応戦した。 すよう要求したがロシア軍はそれを拒否したため、十一時四十五分、 はこれを受け十一時三十分に出撃した。瓜生司令官は艦船を引き渡 は港内で砲撃を加えると通達した。「ワリャーク」と「コレーエツ」 エツ」に、港の中には諸外国の軍艦もあるため、正午までに港の外に し、仁川沖に派遣されてきた瓜生外吉少将率いる瓜生戦隊 けは仁川という港に、ロシア、イギリス、フランスなどの船と一緒に 横須賀、佐世保などの港に集結していたが、二等巡洋艦「千代田」だ は常備艦隊を連合艦隊と第三艦隊に編成した。 を決定した。 て沈められた。一方瓜生戦隊は一発の命中弾もうけなかった。 等巡洋艦「浅間」が砲門を開いた。「ワリャーク」と「コレーエツ」 月二十七日の朝に、ロシア軍巡洋艦「ワリャーク」と砲艦「コレー 開戦を決定した日本は、戦争を海軍による奇襲攻撃で始めること 奇襲攻撃の攻撃目標は旅順港と仁川港であった。 一時間にわたる戦闘の末、「ワリャーク」は砲や 船を自沈することを決 ほとんどの船は呉 (第四 - 37

### (≔) 旅順港への夜襲

差し向けた。一月二十七日の夜は暗くて平静であった。旅順港の港仁川沖に艦隊を差し向けると同時に、日本海軍は旅順にも艦隊を

泊して 門を開かなかった。 舷に魚雷 庫に水が 初の爆発が起こった。 三発が命中した。午後十一時三十五分、戦艦「レトヴィーザン」で最 とができた。 灯りをつけていたため、 午後十一時に艦隊司令長官スタルク提督が出した、 標と成り得る灯りをつけっぱなしにしたりするなど、 内には、 士官室に火災が起きた。 ッチ」は船尾にできた裂け目から居住甲板、 トヴィーザン」の左舷魚雷庫付近に孔が開き、 ものだとすら考えられていた。 かって進んでくる魚雷を見たり、 した命令が出されていたため、 日本水雷艇は、 ストロ トラーシヌイ」と「ラストロープヌイ」は哨戒任務についてい いる網を敷設せよとの命令は手遅れであった。 旗艦 ープヌイ」よりも先に、妨害されることなく外泊地に達した。 流れ込んだことにより十 平 が命中 においては、 ・時の作戦命令に従って、 日本水雷艇はロシア駆逐艦「ベストラーシヌイ」と「ラ 口 シア艦隊は、 船の灯りを頼りに魚雷を十六発発射し、 爆発で七五ミリ砲が使えなくなり、 ロシア艦隊には何が起こったのか分からなか 爆発はロ ロシア艦隊の兵員に対しては司令部から矛盾 日本の水雷艇はロシア艦との遭遇を躱すこ 魚雷防禦網を張らなかったり攻 日本水雷艇の攻撃を受けて戦艦 シア水雷艇の魚雷によって起こっ 口 -六度傾き、 爆発の音を聞いたりするまでは シアの砲手や魚雷手は、 ロシア太平洋艦隊の十六隻が停 病室、 巡洋艦「パラー 戦艦 ロシア駆逐艦 魚雷発射室、 「ツェサレー 各艦船が持って 油断してい 砲甲板及び 自 そのうち ヹ ・たが、 撃 艦 「ベス -ウィ 魚雷 は左 に の た た レ つ 砲 向 Ħ

### 旅順口外の

月二十七日 この朝 戦艦五隻、 巡洋艦五隻からなるロシア太平洋

> 遠少将)、二等巡洋艦 機してい 艦隊は、 日本軍は砲火を開いた。 た。 日本艦隊が再び攻撃を仕掛けてくると考え、旅順 午前八時、 連合艦隊第一 距離が遠くなってきたのでロシア艦 「千歳」「高砂」「吉野」「笠置」がやってきた。 遼東湾から日本の第三戦隊 ロシア艦隊も直ちに応戦した。 戦隊と第二戦隊が現れた。 十一時四十五分、 ح の 戦 ιĮ (司令官は出 以降、 日本の各艦 隊 十 一 は おい 港 砲 日 口 時二十 内で待 シア軍 本 て、 艦隊 羽重 Н

置に向けて静かに進んだ。 午前十一時頃、 んでい 感覚が狂ってしまった「天津丸」は座礁してしまったため、 戦に投入された汽船は「天津丸」「報国丸」「仁川丸」「武揚丸」 まい、それ以外に案もなかったため実施することになっ 戦である。 はロシア艦隊を旅順港に封じ込めようとした。 本軍はかなり多数の命中弾を受けたため、 止し、午後二時頃旅順港内の泊地に戻った。この砲火戦に 分、 の「天津丸」を照らした。サーチライトの強烈な光に照らされ、 丸」の五隻であり、乗員は六十七名であった。五隻の汽船は所定の位 ためらわれていたが、 入り口に汽船を沈めることで旅順港を物理的に封鎖しようという作 は閉塞作戦の実施を決断した。 に向きを変えた。 には三つの沿岸砲台が支援した。 有馬良橘中 旅 順港に閉じこもったロシア太平洋艦隊に対して、 た「報国丸」は座礁した「天津丸」から注意を受けたため、 įv -佐はその場で この作戦は生きて帰れる可能性が極めて低い 次旅順閉塞作戦 ロシア太平洋艦隊が旅順港に閉じこもってし 「天津· しかし、 丸 閉塞作戦とは、 一を爆破、 旅順要塞のサーチライト 沈没させた。 とても狭い 東郷司 た。 ため 旅 番目 指揮官 ح 派順港の 」「武州 実施 令長官 が を進 方向 の 作 直

回頭 が船底に接触して航行ができなくなったため、 没した。 た。この「武州丸」の爆沈を見た四番船「武揚丸」はそこを港口と思 側の砲弾が命中し、 ちに回 いこみ、「天津丸」が沈没した外側約四百メートルの位置で自沈した。 「報国丸」は砲撃を受けたため、予定地点に近い港口の灯台下に沈 頭して港口に進んだ。三番船「仁川丸」も「報国丸」に倣 報国丸」の後から進んでいた「仁川丸」は沈没船らし 五番船「武州丸」は回頭しようとしたタイミングでロシア 舵機を壊されてしまったため、その場で爆沈 その場で爆沈した。 って € √ 物

## ( > ) 第二次旅順閉塞作戦

めてい は惰力で海岸まで走って沈没した。 二番船「福井丸」は「千代丸」のやや前方で爆沈しようとしたが、 まず一番船「千代丸」が砲撃を受けて炎上し、海岸付近で沈没した。 ていた。 新たにロシア太平洋艦隊司令長官に就任したマカロフ提督に伝わ た。三番船「弥彦丸」は「福井丸」のさらに左に出て爆沈に成功した。 シア駆逐艦「シーリヌイ」が発射した魚雷が命中したため沈み始め 有能な提督であり、日本軍の突入に備えて駆逐艦を待機させていた。 再び閉塞作戦を行うことを決定した。この作戦に投入された汽船 「千代丸」「福井丸」「弥彦丸」「米山丸」の四隻。しかしこの情報 失敗 乗組員はカッター 活一米山-《に終わった第一次旅順閉塞作戦を受けて、 マカロフ提督は前任者のスタルク提督とは異なり積極的 駆逐艦 丸」は「福井丸」と沈没した「千代丸」の |丸」に集中した。 「レシッテリヌイ」の放った魚雷が命中し、 (端艇)に乗り移ったが、砲弾が多数落下し 指揮官の ロシア軍の砲撃はまだ姿をとど 広瀬武夫中 東郷司令長官 佐は総員退船 間 で爆沈しよ は 同 は 船 口 で 9 は

第二次閉塞隊の損害は死傷十五人に及んだ。てきたため、広瀬中佐をはじめとして戦死者が続出した。最終的

## (ゞ)マカロフ司令長官戦死

撃したが、午前九時四十三分に日本が敷設していた機雷にふれてし Ļ ア艦隊は、 まい、「ペトロパーヴロフスク」は沈没し、 を聞いたマカロフ提督は旗艦「ペトロパーヴロフスク」に乗って出 艦四隻と遭遇してしまった。 メールイ」は偵察のため洋上に出ていたが日本の第二駆逐隊の駆逐 しまった。 三月三十一日の夜一 生き残った「スメールイ」 再び港に閉じこもるようになってしまった。 この後、 マカロフ提督の時は積極的に出撃し 時頃、 ロシア水雷艇「ストラーシヌイ」 この戦闘で「ストラーシヌイ」は沈没 はマカロフ提督に救援を求めた。 マ カロフ提督は戦 7 と「ス たロシ 宛して

## (ⅱ) 第三次旅順閉塞作戦

判断、 風と波が吹き荒れる暗夜の海は信号をかき消し、 航行序列は滅茶苦茶になってしまった。 樽丸」「佐倉丸」「相模丸」「愛国丸」の十二隻、 発田丸」に従って後退したのは二、三隻に過ぎなかった。残る各船 まま作戦を遂行すれば閉塞後に隊員を収容することが困難であると **倉丸」「朝顔丸」「三河丸」「遠江丸」「釜山丸」「江戸丸」「長門丸」「小** た風が強くなり、 であった。しかし、 ことになった。三回目の閉塞作戦に使われる汽船は「新発田丸」「小 失敗に終わった第二次閉塞作戦であったが、 「午後十時半過ぎ、各船に「行動中止」の信号を送った。 閉塞船の各船は互いに僚船を見失うようになり、 第三次閉塞作戦の実施日は昼過ぎから吹き出し 総指揮官の林中 乗員は二百四十三名 その後再び実施する 中佐 しかし、 この

港口に向かう途中で撃沈されたり自沈に追い込まれたりした。「佐 隊を待ち構えてい 予定通り旅順港を目指したが、ロシア軍 くの犠牲を出したが、 丸」と「朝顔丸」の乗組員は一人も還ってこなかった。 も旅順港を巡った戦いは続いた。 た。 結局旅順港を閉塞することはできず、 口 シア軍の砲撃により、 の哨戒艦と陸上砲台は閉塞 大半の閉塞船 閉塞作 その後 上戦は多 温は旅 倉 順

## (训) 日本艦隊の「厄日」

にかけて次々と沈没した。 二等巡洋艦「吉野」、水雷艇「暁」、砲艦「大島」などが二日から四日二等巡洋艦「吉野」、水雷艇「暁」、砲艦「大島」などが二日から四日五月二日は日本艦隊の「厄日」と言われた。戦艦「初瀬」と「八島」、

#### (2) 旅順攻略戦

# (-)ロシアウラジオ艦隊の活動

国内でパニックを引き起こした ウラジオ艦隊が九十九里浜沖から下田沖に 兵が犠牲となり、「玄界灘の大悲劇」と呼ばれた。 船 の交通網を脅かしていた四月二十五日に、 オに配置されてい 「金州丸」が撃沈されて百余名が戦死し、 「佐渡丸」「常陸丸」「長門丸」が次々と撃沈され、多くの陸海軍将 口 シア太平洋艦隊の主力は旅順港に閉じこもっていたが、 日本の沿岸付近にロ たロシア艦隊の別動隊は積極的に出撃して、 シ アの巡洋艦が出没したため日 六月十五日には、 現れ、 商船 「五洋丸」と輸送船 商 七月二十三日には 船を撃沈した。 陸軍輸送 ウラジ 日本 本

# (=) ロシア太平洋艦隊の出撃

ヴィトゲフト提督は、本国からの指示により、六月十日午前四時

四隻、 隊は会敵した。 した。 が日本の機雷にふれて海 ア艦隊は錨地に戻り投錨したが、そのさい戦艦「セヴァス 十八発が発射されたが、 雷攻撃を八回にわたって仕掛けた。 隊よりも水雷艇の数が圧倒的に多かったため戦闘を断念し、 されたため、東郷司令長官は戦艦四隻、 の水雷戦での日本の沈没艦艇はゼロであった。 に引き返すことにした。 に戦艦六隻、 このことは日本の巡邏船によって東郷司令長官に直ちに 駆逐艦六隻等を率いて旅順港に急行した。 巡洋艦五隻、 しかしヴィトゲフト提督は、 水雷艇「千鳥」に命中しただけであった。 ロシア艦隊 面下に孔をあけてしまった。 機雷敷設艦二隻、 そのときロシア艦隊から魚雷三 の 跡をつけて日本の水雷 一等巡洋艦四隻、二等巡洋艦 駆逐艦六隻を率いて出 敵艦隊の方がロ 午後十時までに 午後五時ごろ 旅順港 ・ポリ」 脱が魚 シア ロシ 通報 面

#### 〔Ⅲ〕黄海海戦

出せよと命令してきた。ヴィトゲフト提督はこれを渋ってい 狼 能力にある程度の影響を与えた。 塞に引き渡され、 最後には決断した。 ヴァストーポリ」を修復して、もう一度ウラジオストクに向けて脱 脱出は困難であると伝えた。しかしロシア本国からは直ちに戦 たことも艦隊を弱めてしまった。 ため兵員の士気がひどく落ちてい えていた。 山 六月十日の出撃に失敗してしまったヴィトゲフト提督は、 からの砲撃により、 まず、 出港の際まだ戻っていなかったことも艦隊 軍艦のほとんどがずっと基地内にとどまっていた しかしロシア太平洋艦隊はたくさんの問題を抱 戦艦「レトヴィー さらに、 た。 七 月二十五日、 また、 ザン」の水面 艦 他の 兵員を旅順要塞 かなりの Ė 本軍 下に が 孔 部 占 本国に の砲撃 が開 分が要 たが、 に 艦「セ 送

に入港して武装解除、 リン沿岸に運ばれた。 場を脱出した後、 になり、各艦は個別で戦場から離脱した。巡洋艦「ノヴィーク」は戦 揮官であったウフトムスキー少将に、「司令官は指揮権を譲った」と 左に舵を切ったまま戦死したため、 操舵員までそこにいた人は全員戦死した。 滅した。 午後五時過ぎ、日本艦隊が放った一弾が旗艦「ツェサレーウィッチ」 十分にはロシア艦隊に追いついた。両艦隊は互角に戦っていたが、 率いて出撃した。東郷提督は、 始まった。 てしまった。 大きな損傷を受けて乗組員の手で沈められた。 の信号が見えなかった。 信号を送った。ウフトムスキー少将は、乗ってい の艦橋付近に命中し、 てしまった。しかし、日本艦隊は速力で優っていたため、 えることに失敗したため、 十二時二十分、日本艦隊は射撃を開始した。 らえることで、 ト」に「我に続け」という信号を出したものの、 「ツェサレーウィッチ」の艦長になったシューモツ中佐は、 午後五時四十五分には一弾が戦闘甲板室に命中し、艦長や のうち、 ロシア艦隊の出撃を聞いた東郷司令長官は、 七月二十八日の午前四時三十分にロシア艦隊 旗艦から順番に集中砲火を浴びせることであった。 サハリン沿岸で日本の巡洋艦二隻と交戦し 戦 戦艦六隻、 抑留され、 ヴィトゲフトや参謀長などの艦隊司令部は壊 艦 そのためロシア艦隊の指揮系統はバラバラ 隻、 ロシア艦隊を午後二時三十分には見失っ 巡洋艦 ロシア艦隊の進路を遮断し、先頭をと 巡洋艦一隻が沈没し、残りの十隻は 巡洋艦四隻、 旗艦は左に回り始めた。 二隻、 このとき操舵員が大きく 駆逐 日本艦隊は先頭をとら 駆逐艦八隻で出撃した 同艦 艦 ほかの軍艦からはそ た戦艦 四隻 の乗組員はサ 叉が中立 「プレスヴェ 午後四 第一 の 次席指 出撃は 新しく 戦隊 たが、 |時三 を

旅順港に帰港した。

#### )蔚山沖海戦

た。 きた。 詰めたが、手持ちの弾が尽きたため引き返した。 見え命中率もとても良かった。「リューリック」は舵機を壊され ウラジオストクまでたどり着いた。 艦隊の砲火によって追い払われた。 るにもかかわらず、「リューリック」を救おうと引き返したが、 不能に陥った。「ロシア」「グロモボイ」は自らも大火災を起こしてい 始した。第二戦隊は太陽を背にしながら戦ったためロシア艦 じた。蔚山沖でウラジオ艦隊をとらえた第二 保した制海権を維持するために、上村第二艦隊司令長官に出撃を命 て「ロシア」「リューリック」「クロモボイ」 はほとんど活動しなくなり、 「リューリック」は沈没し、「ロシア」「クロモボイ」は大破しつつも 七月三十日 遅れて第二戦隊を発見したウラジオ艦隊は逃走しつつ砲撃を開 黄海海戦でロシア太平洋艦隊を撃破した東郷司令長官は、 ロシアウラジオ艦隊は、 ロシアウラジオ艦隊は事実上消滅した。 しかし、 日本艦隊はウラジオ艦隊を追 ロシア太平洋艦隊 の巡洋艦三 こののちウラジオ艦隊 戦隊は、 この海戦の結果 一隻で出 砲撃を開 に呼応 がよく 撃して 始

#### (3) その後

艦隊も全滅した。 0) 戦 日 Ė 本陸軍第三軍 に備えて訓練 その後の日本海軍は、 によって旅 結果日本海海戦に 順 、港が陥落したときに、 来るべきバルチック艦隊と おいて大勝利を収めた。 シア 太平洋

#### Ⅳ.参考書籍

I・I・ロストーノフ【編】大江志乃夫【監修】及川朝雄【訳】

野村實『日本海海戦の真実』(株式会社吉川弘文館、二〇一六年発行)『ソ連から見た日露戦争』(株式会社原書房、二〇〇九年発行)

斎藤一利『日露戦争史1』(株式会社平凡社、二〇一二年発行)谷壽夫『機密日露戦史』(株式会社原書房、一九七八年発行)

太平洋戦争研究会【編】平塚柾緒【著】

『図説

日露戦争』(河出書房新社、二〇〇四年発行)

もっと日露戦争について知りたい人は、これらの参考書籍を読む

ことを強くお勧めします。

(高 1 Y. K)

# 医療制度のこれから

#### I. はじめに

う。コロナ禍では医療崩壊が危惧される事態も起こった。 今年の一大ニュースは「新型コロナウイルス」で異論はないだろ

割と手ごろに医療を受けることのできる環境に置かれている。うえ、日本は国民皆保険制度を使用しているため、大半の地域では医療は現代日本社会においては不可欠なものとなっている。その

ップ協定(以下、TPP)による混合診療解禁など医療への影響も考自己負担増などの措置が取られている。また環太平洋パートナーシ増加が生じている。そのため、近年は一定所得以上の後期高齢者のしかし、近年の高齢化、医療技術の高度化によって年々の医療費

くか、またどうあるべきなのかを考えていきたいと思う。本文章では医療制度の変遷やこれからの医療制度がどうなってい

慮されている。

きく4つに分けて構成されている。 本論に入る前に、簡単に本論の構成を述べたいと思う。本論は大

える中で高齢者の医療費負担問題は早急に考えられねばならない。となるいわゆる「2025年問題」(↑初耳の人は要チェック)を抱は財政の視点からが主となる。5年後には4人に1人が後期高齢者II章では先ほども言ったような**高齢者負担**について扱う。ここで

主となる。医師の偏在が問題となる昨今、**地域医療構想**や地域包括ケⅢ章では**地域医療**について述べたい。ここでは病院・医師側からが

試・推薦」についても少し触れたい。アなどを扱う。また、最近の医学部入試で導入されている「地域枠入

領の結果によっては風向きが変わるかもしれない。 反対しているため、交渉は止まっているが、※<sup>1</sup>今年行われる米大統も大きく影響してくる。現在TPPは米国トランプ大統領が加盟をきたい。ここでは医療技術面が主となる。このあたりはTPP加盟そして、Ⅳ章では**医療の高度化や混合診療解禁**について考えてい

長くなってしまうかもしれないが最後までお付き合いいただき、った、2015年から日本にも完全な形ではないものの導入された。 最後にV章では今まで触れられなかったが重要な変革であると思

※1この文章を書いたのは2020年9月以前です。

医療制度の課題を知る機会になれば幸いである。

## Ⅱ.高齢者負担

## (1) 医療保険制度の概要

険と国民健康保険(以下、国保)だ。被用者保険は会社・学校・役所である。75歳未満の国民は大きく2つに分けることができる。被用者保には1961年には国民皆保険制度の大まかな構造を確認しておここで簡単に現行の医療保険制度が達成されたといわれている。一般的が賄われるわけでなく、社会保険によって賄われていることは周知が賄われるいとが国民皆保険制度であり、税金を主として医療費

#### 図 4 患者の一部自己負担の割合(厚生労働省作成資

·般·低所得者 現役並み所得者 1割負担 3割 75歳 負担 2割負担 ※平成26年4月以降70歳になる者から 70歳 3割負担 6歳 (義務教育就学前) 2割負担 だし 割 化された が、 が 称KKR) 会けん 75 被保険者

小泉政 会している。 保は農業事業者・自営業者が主に 後期高齢者医療制度により 権以前はこの2本立て (後で詳述)。 75 歳以上につい だっ Ċ 本 た b 入

が

主に入会

足保や協

1

ぼ

国家公務員共済組合 (保険者は組合健

(通

などそれぞれ異なる)、

玉

などの事業所に雇用されてい

る

国

民

歳以上は1割となってい 未就学児 70 5 74 歳は2割 る たた

部自己負担

率

ーは原則3

行

に

70

歳以上でも現役並みの

所得

高 [額負 あれば3割負担) 担を防ぐために、  $\widehat{\mathbb{Z}}_{1}$ 患者負担 また、 . の

限 また医療費の財源は右記の患者 を設ける高額療養費制度がある。 の

るのでここに焦点を当てたいと思う。 未就学児 の都合上問 自己負担、 75 歳未満 の自己負 題な 保険料、 :の二本立てのやり方についてはそれぞれの給与支払 いと思わ (担よりも高齢者の 公費 'n 財 政 少子高齢化社会の中では労働者年 分補 填のため) 医 療制 度の方が重要だと思わ の3つとなってい 齢 る。 層 n

### 2 小泉政権以前の高齢者の医療制度

変わるなど)、 るい のあまり 高齢者の なく高齢者の医 に国保の 9 7 3 先述し は被用者保険 た通 側から批判が生じた。 ·かからない現役時には被用者保険だが、 被用者保険 年 ic は b, このことはそれぞれの保険の不均衡にもつながり、 [療コスト意識を失わせ、 定 の 1 9 6 被保険者は医療費が無料となった。 の所得制限は付い 国保の被保険者の割合は異なるので 1年には国民皆保険制度が達成され たうえで 老人医療費の急増を招 70 退職すると国 歳以上 言うまでも の (医療費 国 た 保に [保あ た。 特

たが、 に収まった。 このため、 わ れ 2002年には 負担 率の引き上げ・ その後も※2老人保健制度や退職者医療制度など変更が 70 歳以上の高齢者は**原則1割負担**と 引き下 げが繰り返し行 われることな いうこと

度とする」 また、20 と明記されたことも重要だ。 0 ž 年 . の 改正 では 「将来に ゎ たって患者負担 は3 割 を限

※2ここの詳述は複雑なので割愛する。 るものなど利用して見てほしい 知りた い方は参考文献にあ げ

#### 3 200 8 年度施 行の新たな高齢者医 療制 度

政権 至で、 で高齢者の医療費を世代間 2 では医療制度の改革がなされた。 30 0 2年に 兆円を超える国民医療負担 応の妥協策に至っ 各保険 間 たもの に 歯 でどう負担 止 めをかけるため の、 少子高齢 するか 配化が進 の í 課 b 題 には必 む中 小 泉

決 のため 保 .. の ŕ 2本立てを原因とする負 後期高齢者に対しては独立した保険を設ける 担 配 分 の 不 明 確 性 構 造 的 後期高齢 問 題解 所 0)

得以 1

上

の

者は2割の自

己負担 75

に

ع

€ 1 で

j

っ の が

主張

か を 計 は 7

実際2018年

8

月

は

点 定

0

に

なる予定だ

つ た。

歳

以 上

Ł

現

役

並

み

所

得 増

者 0

担 玉 増

今年

. の 々

会で

加 齢

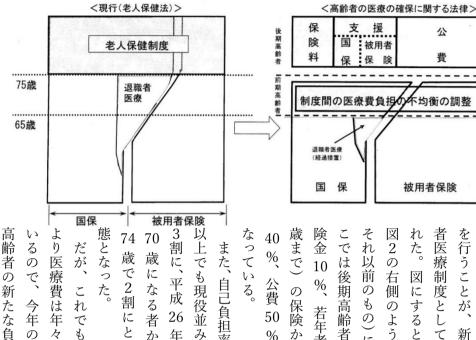
L 化

れ

で

も高

#### 図 5 小泉政権による医療制度改革



対 者医療制 を行うことが、 しては保険者 公費 % 度 期 の の 側 に 度とし 保険 高齢 b のよう すると次 若年者 50 <u>の</u> 前 から 者 そ 打 新 財 % 期 からの た 政 高 が になる。 (左側 ( ~ 齢 財 の ち な の う支援 出 調 1 高 者 源 74 保 ح は ジ さ 齢 整 に

 $\overline{4}$ 

### これから の高齢者医療制度の在り方

民皆保険の 次 の 首 相 ため が 誰 には不可欠な政策だと思われる。 に なろうとも 部後期高齢者 の自己負担 ついに5年 率増

平成29年度

なるべく早く議

論が 題

進

み、

る 2 0

25

年

問

を考え

7 控

B ż

後

に

加

は

囷

平成29年度

者

の

配慮

(余り

低

11

L

しない

. など)

上で ĺ

策 線 低

0 引 所

が

進

6

で

つ の

てほ

L 政

61

#### 図3 後期高齢者医療費入院・入院外内訳 (厚生労働省のデータを基に作成)

成

26

年

4

月

以

上みで

所

得者

率

Ė

70

る者

か

70

に

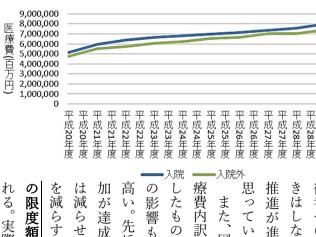
لح

現

行

0

状 ( 降 は 歳



療費内訳 したものだが、 減 減 影 また、 限 が 61 響 5 らせるが 達 度 す 先ほどの2割負 額 成 F 図3は後期 な できれ あ の (入院と入院外) ら 引 ŋ き 上 入院費用 高額療養費 高額療養費制 入院費の ば げ 双 高齢者 方 担 b 考 の 保 0 え 険 方 制 負 の を 0 費 示 担 増 医 度 が 度

性も大いにあり Ĩ |本医 0 辞 線 引きが 師 任 を表明 会から 行方が読みにくい状況となってい 難 航 の したため、 反発が し 7 ( V る。 強 次 の 特 首 に 与党内か 安倍首 相次第で姿勢が らも 相 が 推 反 発 進 変 L が 出 わ 7

7

たが、

6 1

先 そ 日

るため、

L 13

党や

可

能

[独立制度]

7 5歳

65歳

70 入院費については、 歳以上の一 部の個人・世帯に対して上限の引き上げがなされた。 日本の平均入院日数の長さも考えられる。 ここ

院日数は年々減少しており、これからも減少が予測される。 る。このあたりは次章の地域医療でも触れたいと思う。ただ、 場の色合いが濃くならないためにも、 は介護との連携にも関わってくるが、 介護との役割分担が求められ 病院が医療の場よりも生活 、平均入 0

行く人数が少ないと組合に罰金が課せられるため保険料の引き上げ 手法の1つとしてあり、 につながります」などと書かれていた。)。 る保険者も増えている(実際最近見かけた診断案内書には「検診に 生活習慣病患者減少も長い目で見て医療費を減らすため 40 歳を過ぎてから検診を被保険者にすすめ の

現段階では導入すべきではないと思う。 ば不適切だ。 は医療費が1000円以上であれば変わらない)。2002年の改正 1 0 1 6 とか1000円まで)を自己負担するという制度だ。例えば、 論に挙がることがある。 の際に明記された「3割までが限度」や国民皆保険の特性を考えれ 0円の医療費で1000円まで保険免責の場合本来の900円から そして、高齢者に限った話ではないが、保険免責制という制度も議 0 0 0円のうちの700円を余計に負担することになりこの差額 0円へと自己負担が増加することになる(少し深く考えると 特に今回 のコロ これは外来受診の際 ナ禍で医療 の必要性が重視されている 一定額まで 5 0 0 3 円 0

が長年達 くことは重要だと思うので、 以上で高齢者制度については終わりにしたいと思う。国民皆保険 成されてきた日本にとってこれからもこの制度を続けて 幾分かの高齢者負担の増加 ひいては

> れ 間接的な国民負担の増加 (公費確保のための消費税増税など) は免

#### Ш 地域医療

ないように思える。

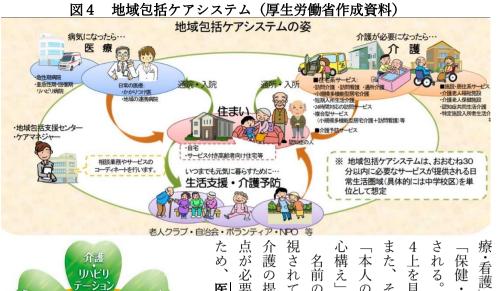
医療制度をテーマにやっているが、先述の介護との役割分担もここ で扱う。 高齢化社会においては介護と医療の連携は不可欠である。 また、 医師の偏在化や総合医についても節を立てて扱う。 今回は

#### 1 介護と医療の連携 (地域包括ケア)

次ページ図4を見てほしい。 雑だが簡単に説明したい。 が今回1番難しかったので ている。 もよく聞くが、このような中で国は「地域包括ケア」の実現を目指し く住み慣れた地域での医療を望むケースは多い。近年は「**在宅医療** 既述のように2025年問題を迎える中で高齢者側 地域包括ケアを説明するのには図の方が分かりやすいので (年齢的にということもあるが)、 筆者自身この制度について理解するの としてなるべ 結構複 - 46 -

包括的 師・ 齢者を支えていこうとするシステムが地域包括ケアである。 括ケアの中心には地域包括ケア支援センターがあり、 至である。だがこの制度だけでは難しいので、 齢者の増加も相まって医療と介護の連携のニーズが高まることは必 に .住み続けられるような体制づくり、 介護保険制度があるのは既知だと思うが、 社会福祉士が配置されており、 支援事業 (要介護になることを防ぐ支援や高齢者がその 要支援者のケアマネジメントと 虐待防止、 介護職の不足や単身高 「地域」を利用して高 高齢者の各種 ここには保健 地 相談 域包

図4



視 さ 護 名前 め が 必 の れ 要 提 7 の 療 کے 供 ぉ ぶと介護 ŋ り、 0 ιJ 際 ż こと に 包 包 れ の 連携 だ 括 は 的 医 b が そ 療 な 必 0 視 重

る

よう

61

み

む

こと

た

€ 1

ح

の

地

域

包 だ

括

ケ

Ź

は

地 た

域 め

لح

に

事

情

が

異

な

る け

高

齢 の

者 で

0

П <

比 5

は

異

な

通 忹

構え」

もあ

本 た Ŀ

人

の

選択

本 の

لح

家

族

0 7

そもそも

土

台と

L

在宅 剤 なるも な ح 主 市 る と 0 ス な 連 導 町 なことは言うま n 近 0) が 師 つ 年 て 携 医 が 村 が 提  $\sigma$ \$ る。 か 療 供 が ら 推 主 好 制 歯 0 61 在 例 必要 導 が る。 0 لح 進 ま さ 度 科 えば、 宅 難 時 地 さ L に 医 作 を れ 医 くだ。 ح 代 域 れ 推 お 師 5 る 13 療 包包 と考えら 範 け n に て 進 れ 1 長野 希望者 括ケア は は L 井 る 医 で 加 13 もな るた 師 病院 て えて 好 介護支援 県 地 踏 ましく を 61 が 0 域 在 で 看 め る 採 0) e V れ 連 増 P 間 込 護 医療と介護 闬 が 宅 携 えて は な 実際 師 医 あ で連携を取 L 中学 専 7 方、 T と 療 ŋ 61 菛 = ιV 在 捙 0 介 € √ 0 は 、るこ 員 校区 ユ は る 宅 で、 携 護 際 訪 在 7 (ケア 宅医 とし た 避 看 が を 問 に ع ル 取 め るよう定めて は 護 在 看 約 は で 線 師 宅 療 て 高 護 る は 承知 7 30 を画 0 医 の は の 市 ネジ の 多 療 性格 が 医 分以 配 担 町 だろう。 を ľ 複 療 村ごと 膱 分 0 V ヤ 考える てし 雑 内に 情 手 0 面 を 種 1 i V 改 木足 b に か 捙 報 るよう 必要 善 まうこ に 等》 携 共 そ な ら つ な 都 指 が が 0 つ て、 有 関 問 5 サ 1 61 た 7 道 揮 \$ が ع で 題 係 玉 を 1 必 め 13 府 ŀ 薬 要 لح る。 す 述 県 は 執 ピ

前 ち に

提

とし

7

住

ま 0 行

13

が

あ に

ŋ

の

上

生活 現

支援 れ

福 た ・要素

祉

+ 図

1

ピ 下

ス

そしてこの2

つ

が

あ

つ

7

医

介護

デリ

ピ

ij

保健

祉

成

n

立

ħ

. る。

そ 福

れぞ

n が

図

を

見る方

が

分

か 0

n 内

Þ 容

す は つ

13

対対

応など)

を

つ

7

ιV

る。

地

括 で に 表

ケア

ĺ

5

つ

か

5

成

n

生

働

省

1

は

植 そ

木 域

鉢 包

ささ

7

65 の

4

大 寸.

幹線 う 題 現 る か などを配置 に か は で ため 市 あ 0 分 X か る。 駅 政 政 町 ら P 気策を 策内容自体もそれぞれ そ す な あ 村 か b るよう る 61 進 とに そ b 新 が め 知 8 潟 る ·だが、 県 政 る 地 X 必 策を決め 長岡 域 市 施 曼 包 町 設 が 括 他 市 村 を作 あ 地 政 で Ź ア に 域 は る状態と つ の 長岡 よう で 興 0 7 地 は 味 存 域ごとに決め € 1 そう ĺ 駅 が 在 < 思う な を あ 自 に ぐ あ 中 つ 体 る な たっ 心 7 を が 13 知 に ιV ところも多 る。 ては る人 ど サ て れ ポ ζ, ĺ 住 < 1 たとえ 少 5 ŀ 民理 必 な 葽 61 セ ば ίĮ 13 が € √ ン だろ タ あ る 4 課 新

リハビリ ーション 医療·看護 保健•福祉 介護予防·生活支援 すまいとすまい方 オ人の選択と本人・家族の心構え

る 地

た 域

め 医

 $\sigma$ 

政

ح 域

0 包

政 括

策

は

簡

単

に

言

え

ば

病

床

の

能

化

連

を

進

め

る

ح

لح

を

Ħ

的

لح

1

た

4

0

で

あ

る 携 応

療構

想 策

4

地

ケ T

ع

百

様

未

曽

有

0

高

齢

化

社

会

に

妆

B

ع

が 県

医療機能の判断基準 (厚生労働省作成資料) 表 1 医療機能の名称 医療機能の内容 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 高度急性期機能 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集 中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療 を提供する病棟 急性期機能 ○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 回復期機能 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頚部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復 帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、 慢性期機能 筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能 地 期 た る 医 期 需 地 合 に ح < そ て、 0 各 な 病 性 n 0 療 域 要 が 域 わ 2  $\sigma$ 回 る。 事 次 政 中 医 床 期 0 が 需 床 が 3 で に 復期 療 な 要

0

機

能

分

化

は

高

度

急

期

顭

0

4

つ

の

機 性

能

لح 急

せ 情 増 大 は 医 策 想 全 都 ح に 療 は え Ē 応 玉 7 都 市 れ 巻 れ じ で 巻 か 道 13 る。 る必 3 複 < ら 府 で 4 は 医 数 県 既 要 4 لح 高 療 内 の に が ġ あ 齢 市 0 需 高 あ る 背 構 化 要 区 齢 ŋ が 町 景 想 が 化 Z 進 に 減 を を 村 区 う あ 単 域 2 迎 つ 0 ŋ 医 て ż 組 位 主 療 た لح € √ 2

だ 大 か き <u>-</u> か さ 近 る は 年 診 b 0 療 5 高 報 3 齢 酬 L 化 で 高 に 区 ょ 度 分 り 急 さ 性 n 急 期 性 る

主

だ。

そ

れ

ぞ 病

れ 床

0 必

機

能

は

1

 $\mathbf{H}$ 定

当 す に 性

を

鑑

み

7

要

数

を

算

か

ら

自

主

的 自

15

選 棟

択

都 能

道 を

府 4

機

関

は

病

0

医

療

機

減

6

す

ع

が

ح

0

構

想

0

主

点

匆 あ に る。 医 13 機 療 能 機 機 を 能 能 選 0 0 判 يخ 現 断 状 基 と今 が 準 推 後 は 奨 表 を 3 1 報 れ 0 告 7 ょ す う 61 る る だ。 病 床 機能 基 本 報告 的 に は 制 対 度 象 患 61 う 者 制 0 最 度

要 る。 同 ここ な 様 に 1 特 移 つ で、 に 在 行 となる ح 宅 す の 医 る 慢 لح 療 性 だろう 盽 0 15 期 世 必 う 0) ځ 萝 に 患 者 性 لح は B が の Ι 高 С Ħ Т ま 標 部 る と は さ た 備 高 に め れ 齢 ょ 提 者 7 る 供 61 住 遠 体 る 宅 隔 制 Þ 先述 医 を 自 整 療 宅 など え 0 な る 地 ど b 必 域 0) 要 手 包 在 が 段 括 宅 の 高 ケ 矢 主 ま T 療

表 請 不 都 会議 を 足 道 杖 で す 府 L きる 民 る 県 て、 間 機 が が 病 地 な あ 能 動 域 院 李 ŋ 0 に 0 提 機 出 を お 権 供 す 能 行 け 限 分 え、 非 る を 都 化 役 持 稼 要 道 割 働 連 つ 請 府 分 病 7 携 県 に 担 床 65 は が 従 削  $\mathcal{O}$ 渦 求 わ 協 減 剰 め な と 議 5 な 13 € √ 0 医 場 n 場 つ 療 合 る が 病 は 指 L j 最 床 て 亦 ま 終 的 0 ζ 対 地 に 転 13 域 公 病院 換 か 医 的 0 な 療構 病 停 名 13 院 場 0 歫 公 要 調

題 発 院 は 医 は 61 機 療)、 年 لح 表 لح 限 民 た ま 間 な 文 0 界 た、 能 め 1 Š 書 月 が 役 0 医 救 割 療 0 近 が に あ 急 0) 加 記 分 る 1,3 0 0 構 場 高 寸. 文 さ 担 藤 小 想 書 は 度 地 厚 合 れ 0 児 で 労 な 次 7 明 医 木 で は は診 節 省 確 療 難 11 災 公立 は など で る 化 な 害 臣 改 療 扱 過 を 病院 革 う 疎 図 0 実 0 精 肴 ٦ لح 李 る 役 地 通 神 の 知 し が 地 割 など不 改革 ع で 7 極 医 に 0 方 再 が 重 は め 療 で b 今 全公 点化 般 て 採算部 公 重 関 低 年 立 医 視 統 寸 す 療 65 病 L 1 さ 合化 るこ 病 場 院 7 月 提 門 れ 院 供 合 は は に 0 て が لح 医 発 0 Þ 不 医 l J 求 3 す 近 採 師 表 13 療 る。 め 分 接 算 3 0 な わ ら 0 公立 す 偏 れ わ B な 民 ħ 1 る 病 た ち 間 る 在 7 他 厚 が 院 化 民 医 病 11 間 き ح 労 病 4 4 療 院 匆 問 省 病 地 に 15

- 48 -

に当たる。

特に高度急性期・急性期病棟を減らすのは危険だろう。め都市部においては再編・統合化にストップがかかると思われる。しかし、今回のコロナ禍で都市部の病床不足などが指摘されたた

### (3) 医師の偏在化

ある。 地方によっては足りていないということが発生しているのが現状で に医師 近年は :の偏 人口 袏 の問題は重要だ。 0 過 疎化 同様、 医療の 医師の絶対数は年々増加しているが、 過疎化も問題となってい . る。 特

振りに きい。 修に充てることが定められ 院に割り振ってい り 9 0 道府県に医学部はそれぞれ1つ以上設置され、 医学部を持たない県をなくす「無医大県解消構想」が導入され、 での 医師国家試験 員となる。 これは2004年から導入された「**新医師臨床研究制度**」の影響が大 しないと受験できないので、 「マッチング制度」 がとられた。 医師になるための医師国家試験 「後期研修3~4年」や大学院に進む場合もある。 は この 年代には定員が減らされたが、 研修医 医師になるまでの流れを確認しておくと「医学部6年 制度の → 前期研修医2年」までが必修でこのあとは専門分野 . の たが、 希望研修先と研修 導入前は専門分野の研修先を大学の医局 前期研修医は2年間を専門分野に偏らず研 医師の総数を調整するのは医学部 アルバイトが禁止された。 しかし、 (合格率は9割) 病院の希望をマッチングさせる 2008年には増員された。 研修医の希望先が都市部に 医師過剰が問題とな は医学部を卒業 1973年に 研修 が関連病 の割 各都 の定  $\downarrow$ ŋ

> 偏在化 ŋ 務してい 集中することや、 に 医師 はい ιV ヮ の 制度だと思う。 面では偏在の加担に繋がっているが、 偏在が生じるというのはこのことを言っていると思われる。 た中堅医師の引き上げが生じた。 指導医確保や人材補填による地域の医療機 世 間的に 質の良い 医局 · 医 師 の力 の が 関 ? 弱 ま に 勤

易度が高いことが背景にある。 学部というと私立では6年間で学費が2000万円以上かかる大学 るいは一部を負担する制度である。 間を含み9年を指定病院に勤務することと引き換えに学費の全額あ 人の養成には数千万円かかるといわれているのだ。 度上縛り付けが生じるのは仕方がないと思える。 填に繋がっているが、医師の縛り付けという意見も多い。 ンター試験 がほとんどで3000万円以上かかるところも多く、 金の返還が条件となる。 2010年から「地域枠制度」 えるとこの制度は地域の医師偏在化の解消 に思える。 右記の制度により偏在化が進んだので、 (今年度から共通テスト)で高得点が求められるなど難 現在、 離脱は年間で約1%となってい が導入され この制度は医療の地域格差縮 離脱もできるがその場合は奨学 た。 地域の医師確保のた の この制度は臨床 1歩に 人前 なっているよう 離脱 国公立では の の医師の しか 低さも考 小の補 る。 研 修期 め 制 セ に

ないの ある。 地域勤務の義務化ということも考えられるが、 0 増員を希望する自治体もあり、 また、地 これを考えると国立大医学部を卒業した人は一律に3年間 で 根本的に問題が生じているようだ。 方大学を卒業してもその後、 これからも導入する大学が増えて 東京に戻ってくることは多々 とりあ 対症療法になり えずは、 地 かね

## (4)総合医(家庭医)

我々が日常的な疾患で病院をかかるときは「○○内科クリニック」 では ている。 バーするものとなり、 などといった開業医にかかることが多いが、 合診療科の専門医が生まれるのはちょうど2025年となる。 日常的な疾病に対して的確 そして、 19 番目の専門医として 総合医は家庭医とも呼ばれる。 地域医療として、高齢者のニーズに対応するためとして、 その医療はプライマリケアと呼ばれる。 に診療ができる総合医の存在も求められ 総合診療科 2018年の新専門医制度 が創設された。 総合医は幅広い分野カ 最初に総 現在

取り入れている。 GPに引き継がれる。 う例が多い。 りつけ医はGP (General practitioner:直訳は一般医だがここでは総 ければ救急を除いて、 英国民はかかりつけ医の登録が義務化されかかりつけ医の紹介がな に対する信頼が高い。 の電子化も進んでおり、 して2000人ほどの市民が登録しているようだ。また、 合医とする) と呼ばれ、GP4~5人で、 欧州では比較的普及が進んでおり、 GPは日常的な診療や予防接種を行い、GP1人に対 欧州でいえば、オランダも同様の家庭医制度を これらの制度が功を奏し、 病院にかかることはできない。英国ではか 国民がGPを変えた際には診療記録が次の 特に英国は先進国といえる。 診療所でグループ診療を行 英国では国民の 患者情報 医師 か

入が好ましいと考えられるが、現況から英国のようにするのは無理患者の満足度が上がるのであれば、やはり日本でもこの制度の導

地域医療問題の解決の糸口になるだろう。 代にあった総合医という専門医が一般医療を支えるようになれば、 ーへの意識の低さを考えると難しいように思える。そして、何とい ーへの意識の低さを考えると難しいように思える。そして、何とい が、国民のマイナンバーを利用して英国のように というの時であるが、国民のマイナンバーを利用して英国のように というのはない。とりあえずは国民がかかりつけ医を持つことが日本医師会から

# Ⅳ.医療の高度化とTPP加盟の影響

# (1) 医療の高度化と延命治療

め、 負担が大きすぎるので、 適応の対象となったがん治療薬オプジーボも年間3000万円 険適用が認められたことも記憶に新しい。 5月に1回 かかるため、 近年は医療の高度化による医療費増. 結果的に保険の負担が大きくなる。 の投薬で3400万円かかる白血病治療薬キムリアの保 薬価が半額となった。 高額療養費制度の適用対象となる。 これらの薬は3割自己負担でも 加も懸念されてい また、 2015年に保険 る。 そのた 以上

多いが、近年は保険適用も増えている。 も高コストがかかる。再生医療は自由診療(費用の全額自己負担)も万円かかり、これからの時代の使用が期待される再生医療について薬品だけでなく医療技術の面で見てもがんに対する治療では数百

医療費調整できるが、国民の期待の高い再生医療についてはより安これらの高コスト医療はオプジーボのように価格調整することで

価に提供することが求められている。

た、

延

命治

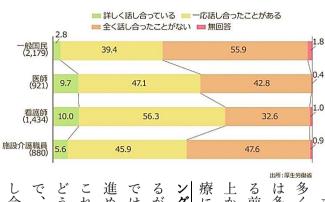
の

ため

の

薬剤

j



人生の最終段階における医療について

家族と話し合ったことがある者の割合

多く どう 要があるだろう。 し合 るが ブ は 前 多 れ め に か そのうえで医師や家族 、あり、 額 5 か か か あ つ 0 医 ゥ る まり を れ の と ら 1 61 療関係者でな ィ 通して、 7 コ 月 41 0 て 薬剤に限 ル スト 家族と は患 う 時 13 に の な わ 問 代 1 崩 ιý れ が に 者 題 確 計 ようだ(図 7 か には延 の 1 低らず延 自 0 化 画 か 認識 話 0 [を考 身 € √ が ŋ 命 0 L 求 の つえる必 する 小めら عَ 合 般 延命 命治 が IJ 万 5, 必要 ヴ 円 0 玉 が 以 話 か 民 れ 1 な

# (2)後発医薬品(ジェネリック)の普及

図 5

を含む どとい 品 が [と呼 開 応 確認 発 近 薬 つ は に ぶ 数 の た広告が 電 で L 車 厚 に ておく 百 労省 対 の 広告などで 数 ٤ 増えてい か -億円ほ ら 許 先に の 許 の 開 切 どか る 可 「後発医 ĥ 発 の に で、 た先発医薬品 か ょ 販 る ŋ 知っ ※売され 一薬品 販 0 に 売 てい 対 で の きるも てきた医薬品 利 L る人も多い 0 用 後 成 を %分と同 発医 お の 願い だ。 .薬 話 品 先 じ します」 を先発医 題だろう。 発 有 は 0 医 効 薬 成 か な 薬 分 ら

> れて 展 ア 品 0) 0 率 が望 j 開 の 方 は 7 今後も普 医療費を下げることもできる。 発 0 ることを鑑 ま が ではない لح . 2 れ 効 薬剤費が圧倒的に低価 3 能 及が広がる医薬品だろう。 分野 8 6 ため、 副 %となっ み ではあ 作 ても、 用 1億円ほどで開発ができる。 が異なるなどとい るが、 てい 直 一接的に る。 医 で、 原費 平 患者側 医 部 -成30. 「療費を下 のうち2割 の 後発医薬品では わ て の 負 下 年の後発医薬品 61 紅担も下 げることが るため、 が ゆ 調 えに、 **育費用** げるだけ さら 先発 できる 後発 なる 医 に の でなな 割 薬 シ 発 薬 0 か 品

実際 許保護を強 れ れ 反 エ ネリ 対 た。 もう1人バイデン氏はT に 米韓 かし、 の 拍 意思 車 ッ 元 十をか 来米 ク医 F に Τ 化することを条項に Τ より けるだろう。 国 A 薬品 P P は で 交渉が は韓国i H の の交渉では巨大な製薬会社を持つ 製造の 本に 薬 止 政 まっ 一府に P 現 価 妨げとなるという意見が Р 在TPP交渉は 引き上 交渉に意欲 薬価 入れ た状態となっ げ を ることを考慮 を迫 規 制 的 3 つ だと せな て て 1 -ラン 61 ιĮ 13 る た Ū ιV プ大統 だが、 続出 わ 条項 米 が て れ 玉 61 7 大統 Τ が L る が i J て た 盛 新 領 P P ŋ 薬 領 の ιV め 込 参 は る。 候 の 特 ح 補 加

## (3) 混合診療制度の解禁

診療 して2 0) 自 参 適 医 照 は禁止さ 用 療 由 診 つ 外となる自 行 療 0 為 制 に 扱 れ れ 度 は 6, は 治 て を 我 とな お 併 由 療 が ŋ 診 用 行為すべて 国 つ 療 L の 双方の 7 保険診療分は の 保険制 2 € √ 種 た 診療 類の が 度 分 保険 が 診 を か ŋ 自 の対象となる保険診療 必要な医療に か 療行為が 三負 に か < つ € √ た場合は 担 存 場 が 合は 減る 在する 0 全額 次 c J € √ わ が、 7 は基 1 自 B と保 ジ る 己 原 混合 本 負 削と 図 険

に、 生まな ては、 とにある(「」 うことも大き の安全性 保険診療で行われるべきであること」・「保険適用となるの 医師が保険 いという目 内は 有効 |外の負担をもとめることによる患者の 内閣府作成資料から引用)。 ?性が確認されたものであること」となっているこ 的と科学的 日根拠の な ίĮ 治療 また具体的 の助長を防ぐためと 不当 な理 負 由 は、 担 とし 治 ( V を

ドや金 **医療**と呼ばれる)。 として禁止されることが明文化された。 に創設された特定療養費制度が創設され、 (これらは現在でも保険導入を前提しないものとなってお まずは、 歯など一 混合診 部歯科治療措置については混 療 しかし、 に関 わ 不当な差額徴収などの諸問題、 る制度の 変遷を見て ただし、 ここでは混 合診 ίĮ . こう。 療が認めら わゆる差 合診 1 ŋ 療 9 医 療 額 が 8 選定 原 4 の ッ 則 年

制度 認められ **先進医療**と呼ばれるものや治験に関する診療については 療としては認めら 郎首相など混合診療解禁の声が大きくなり、 創設され、 た。 これ らは将来的に保険導入に ħ 混合診療の緩和がなされた。ここではまだ保険診 てい ないが安全性 有効性 向けて評 が個別 保険外併用療養費 価 されるた に に混合診 確認され 療 が

度化に伴

₹ 1 制度の

改革が必要とされる中で20

04年に当時

小泉

合診療解禁後の医療費の自己負担額

混合診療

評価診療と呼

ば

れ

3

先進医療につい

ては対象患者が定めら

7

お

現行制度

厚生労働省の

指定医療機関

でしか受けることができな

先進医療で とおく) また、 治験· あ 2 る はすでに治療が行 先進医療でも行われてい ιV 1 は 6 身近 年  $\dot{4}$ 月から患者申 に 受け われ 6 'n る て 医 ( ) 出療養制度が取り入れられ な るが対象外患者となる 療 ίĮ 機関 治療を受けたい場合 が な 11 場 合 ·②とお  $\widehat{\uparrow}$ 

6 現行制度と混

自由(保険外)

性が

ある。

現

行制度と混合診療解禁

りれば患者申出療養が実施され として保険外 合は原則 とおく) などに、 確認されれば、 2週間、 療養費制度に 患者がかかりつけ医などと相談し、 混合診療が認められるとい ③などの場合は原則 近いため る。 同 将来的に 配制度の 6 うも 週間 1 保険適用 つ の の 0 審査 型とみなされ である。 安全性 を目指 で認 す 可 (2) 有 性質 効性 が 0 場

が

ことが多い

ح

の

ように

徐

々

に

部

0

先

端

自由診療が組み合わさると 69万 日本医師会などが想定する将来像 て自己負担になる 診 混合診療解禁直 49万 60万 72万 負担額 40万 40万 21万円 9万円 9万円 3割 9 -9 9 保診険療 30万 21 21 21 7割 後 医薬品 性・ 全額 負担 仮に全面解禁すれば、 な保険 解禁すれ 声 を目指 が認められ 自己 えることも危惧されるため、 るという声もあるが、 が考えられるなどの欠点を挙 合診療の解禁を求める声 格差を助長するものとなる 、も大きい。 )負担 有効性に欠ける医療が横行する 自 が低くなっても自由診 適 さなく などの開 己 ば医 を上 負 用 始め 担 外 また、 げ 療費自己 なり薬価 な の ている。 るこ ため 医 発 療 混 企業が保険 とと 経済力による 保険適用 で 自由診療 合診療を全面 ł 負 の 全面 もある 高 な 担 混 る むしろ 療 合診 が 止 的 安全 分は 分は [な混 可 が 下 げ 収 ま 療 る 載 的 - 52

は医療費自己負担の増加を危惧していることが分かる。 後の医療費自己負担額についてのグラフ(図6)からも日本医師会

外療養費制度を基軸に改善していく方が現実的だろう。 先医療の高度化に伴い解禁が進むといわれるが、先述のような保険 とは日本の医療制度の根本を大きく覆してしまうことになる。 ば、全面解禁は得策ではない。特に経済力により格差が生まれるこ これまで国民皆保険が長年にわたり維持されてきたことを考えれ この

禁が進んでいくことは十分起こりうる。 惧されている。 おり、TPP交渉は現米大統領が反対しているため交渉が止まって いた。 解禁が求められるのではということはおよそ7年前に話題になって いるが、 しかし、TPP交渉により日本の医療自由化が論点となり、 これについては米国側が全面解禁は対象外としたとい 日米2国間交渉で全面解禁を求められることは引き続き危 また、 全面解禁ではないにせよ先述のような一 われて 部解 全面

#### V 特定看護師とJNP

められている。 することができる処方権を持てることが認められている。 の診断や治療などを行うことができる「NP でも国家資格を持った看護師は開業看護師として活動することが認 るが、英国では一定の課程を修了することで、独立して患者を診察 は法律により療養上の世話、診療補助をすることのみ認められてい おそらく多くの人が初めて耳にする言葉だろう。 さらに、 米国では医師の指示を受けずに一定レベル (ナー ス・プラクティ 日本では看護師 フランス

> 状に対する輸液や腹腔・胸腔ドレーンの抜去など 21 人は「特定看護師」と調べてみてほしい)。 限られている(全部上げると紙面が大変なことになるので気になる ようになるという制度だ。ただし看護師のできる特定行為は脱水症 力があると判断されると、手順書に基づき特定の診療補助ができる 15年の 10 月から施行された。特定研修を修了し高度な知識 などではないものの、「特定行為に関わる看護師の研修制度」が20 **需要にこたえるため**に米国のように医師の指示なしで治療を行える そして、 日本でも地域医療のところで記した在宅医療に 区分 38 な いての Þ 判断

して、 診療行為も先述の 性は高いものの、 らは2年にわたって論文執筆もやったうえで研修医のような実習を (日本版診療看護師) また、「特定看護師」導入以前からも米国のNPを模倣したJNP 国立病院機構の資格を得ることとなる。 医師の指示なしに診療行為をすることはできず、 38 行為のみ行える。ただ、JNPはチーム医 は2010年4月より養成されており、こち 特定看護師より専門

ために養成されているので、この点は特定看護師と少し異なる。

ずは5年後にどうなるのかに注意が向けられるだろう。 も特定看護師でも医師の指示なしでの特定行為は禁止されているが、 これについて解禁されるというようなことは考えにく が挙がっているため、助成金の運用が望まれている。また、JNPで 人と目標の1%ほどである。 特定行為研修を修了した看護師は2018年9月末時点で1205 あり国も2025年までに10万人というのを目指している。 JNPは若干狭い話だが、 少ない理 特定看護師看護師については広い話で 由の1つに受講料負担 とりあえ しかし 題

ョナー **診療看護師)**」という看護の資格がある。

#### Ⅵ. おわりに

思ってこの文章を今回は書きました。 きにより多くの人が医療制度について意識を向けられると良いなと 賛否意見が必ずぶつかり合いますが、 その点では、社会保障はその時代を大きく反映するものとなります。 論で見てきたように様々な変遷があったことはお分かりでしょう。 とは確実ですが、医療制度はずっと同じ制度だったわけではなく本 題となっています。これからの日本でさらなる少子高齢化が進むこ でに気付くかと思いますが、皆保険の維持含め社会保障は喫緊の課 増えるほど医療需要が高まることは本文を読めば第Ⅱ章あたりです 年に向けて」という文言は多かったと思います。高齢者が増えれば ために多くの制度改革がなされ、本論で扱ったなかでも「2025 方には大変感謝いたします。地域医療のあたりは自分でも書くのが せんが)。「I' はじめに」でも書いた通り2025年問題に対応する かなり難しかったので、読み手の負担は大きかったものと思います。 に思えます。特に混合診療解禁議論については顕著です。そんなと そのため、この先も医療制度の変革は進むでしょう。その際には そう、2025年です(といっても5回しか直接的には出てきま さて、この文章で一番多く出てきた年号は覚えているでしょうか。 案の定長いものとなってしまいましたが、ここまで読んでくれた 100%の正しさはないよう

# Ⅲ.参考文献・参考資料・出典

島崎謙治「医療政策を問い直す」ちくま新書 2015年

- ・真野俊樹「医療危機―高齢社会とイノベーション」
- 中公新書 2016年
- ・松田晋哉「欧州医療制度改革から何を学ぶか」
- 勁草書房 2017年
- ・樋口紘「医療崩壊はこうすれば防げる―第4章」
- 洋泉社 2008年
- ・東京法令出版「政治・経済資料集2019」(図6の出典)
- 厚生労働省HP(https://www.mhlw.go.jp/index.html)
- ・厚生労働省各種作成資料
- 内閣府作成資料「規制改革会議公開ディスカッション」
- ・月間保団連「TPPが医療を壊す」

(https://hodanren.doc-net.or.jp/kenkou/120713tpp.pdf)

- ・WAM NET「高齢者に関する医療制度の歴史」(図1の出典)5
- ・みんなの介護「みんなの介護ニュース」(図5の出典

(https://www.minnanokaigo.com/news/

- ・日本看護協会HP(https://www.nurse.or.jp//
- 北海道医療センター「診療看護師(JNP)とは」

(https://hokkaido-mc.hosp.go.jp/nurse/jnp.html)

- GEM MEDニュース記事 (https://gemmed.ghc-j.com/)
- 全日本医療協会「みんなの医療ガイド」

(https://www.ajha.or.jp/guide/)

※他にも日本経済新聞の記事を参考にした。

最終閲覧日はいずれも2020年9月 15日

(高2 K. M.)

#### 編集後記

んだものになったかなと思います。ーマが多かったのですが、今年は歴史系も増えて、バラエティに富いです。執筆してくれた方々もお疲れ様でした。例年は公民系のテご精読ありがとうございました。楽しんで読んでいただけたら幸

すが、もう1つの部誌「蹤跡」もご覧頂けると幸いです。ージからご覧の方はうまく見ることができているかどうかが心配でーネットは相性が悪いといわれている(?)ので、文化祭ホームペ本誌は代々縦書きで執筆しておりますが、巷では縦書きとインタ

しょうか。朝」から「游明朝」に変えたのですが、少しは読みやすくなったで朝」から「游明朝」に変えたのですが、少しは読みやすくなったで実は完全に僕の趣向で、今年度は表紙以外のフォントを「MS明

来年度からの部誌もぜひ手に取っていただけると幸いです。

第 71 代社会科研究部「蹋點」編集担当 高 2 K. M.

#### 部員名簿

ご了承ください。

中3:4人 高1:9人 高2:3人

合計

2 3 人 中1:7人

#### 謝辞

方、OBの皆様、ありがとうございました。 最後になりましたが、1年間ご指導くださいました顧問の先生

「蹋點」 第24号

令和2年度1月9日 発行

| 令和2年度1月9日 印刷

編 集:高2 K. M.

|印刷所:開成高等学校教員室||輪転機

行:東京都荒川区西日暮里4―2―4

発

開成学園社会科研究部

本書の一部または全部を無断で複製および転載することを固く禁

じます。